

**令和 6 年度
広島市障害福祉サービス等事業者
集団指導研修 資料集
(サービス編 (就労系))**

**令和 7 年 2 月
広島市健康福祉局障害福祉部
障害自立支援課**

目次

項目 1 令和 6 年度報酬改定の主な内容

- ・ 令和 6 年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容・・・P. 1

項目 2 変更届・体制届

- ・ 広島市HP（変更届出書、変更申請書及び廃止・休止・再開届出書（障害福祉サービス等・障害者支援施設・相談支援事業））・・・P. 23
- ・ 障害福祉サービス・障害者支援施設 指定内容の変更に係る提出書類一覧・・・P. 26
- ・ 広島市HP（介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書等の様式）・・・P. 27

項目 4 サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者（サビ児管）に関する取扱い

- ・ 広島市通知「サービス管理責任者等に関する告示の改正について」P. 29

項目 5 就労支援事業に関する会計処理の取扱い

- ・ 厚生労働省通知「「就労支援等の事業に関する会計処理の取扱いについて」の一部改正について」・・・P. 50
- ・ 厚生労働省事務連絡「「就労支援事業会計の運用ガイドライン」について」・・・P. 73

項目 6 事業所とは別の場所で行われる支援

- ・ 厚生労働省通知「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における留意事項について」・・・P. 128
- ・ 広島市事務連絡「就労移行支援、就労継続支援の在宅でのサービス利用について」・・・P. 151
- ・ 厚生労働省事務連絡「「就労系障害福祉サービスにおける在宅でのサービス利用にかかるガイドライン」について」・・・P. 161

項目 8 基本報酬・加算・減算

- ・ 厚生労働省通知「厚生労働大臣の定める事項及び評価方法の留意事項について」・・・P. 162

項目 9 福祉・介護職員等処遇改善加算

- ・ 処遇改善加算リーフレット・・・P. 181
- ・ 制度概要・全体説明資料・・・P. 185
- ・ 厚生労働省・こども家庭庁通知「福祉・介護職員等処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」P. 190
- ・ 厚生労働省・こども家庭庁事務連絡「福祉・介護職員等処遇改善加算等に関するQ&Aの送付について」・・・P. 210
- ・ 福祉・介護職員等処遇改善加算個別相談支援のご案内・・・P. 233

項目 10 運営指導における主な指導事項

- ・ 実績記録票記載例・・・P. 235

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容

令和6年2月6日

障害福祉サービス等報酬改定検討チーム

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容

1 障害福祉サービス等における横断的な改定事項

- ・ 現行の処遇改善加算の一本化及び加算率の引き上げ
＜職種間配分ルールの統一、月額賃金改善に関する要件の見直し 等＞
- ・ 地域生活支援拠点等において、情報連携等を担うコーディネーターの配置を評価する加算を創設
＜地域生活支援拠点等機能強化加算【新設】500単位/月＞
- ・ 強度行動障害を有する障害者の受入体制の強化や、「中核的人材」の配置や「集中的支援」について評価（生活介護・施設・グループホーム等）
＜基礎研修受講者を20%以上配置し、区分6かつ行動関連項目10点以上の者に支援を行った場合 360単位/日、集中的支援加算（Ⅰ）【新設】1000単位/月 等＞
- ・ 感染症発生時に備えた医療機関との連携強化（施設等）
＜障害者支援施設等感染対策向上加算（Ⅰ）【新設】10単位/月 等＞
- ・ 障害者虐待防止措置や身体拘束の適正化等、必要な基準を満たしていない場合の減算の導入・見直し（全サービス共通）
＜虐待防止措置未実施減算【新設】所定単位数の1%減算 等＞
- ・ 通所系サービスにおける食事提供加算の見直し
＜栄養面の評価を導入したうえで、経過措置を令和9年3月31日まで延長＞
- ・ 物価高騰を踏まえた施設における補正給付の基準費用額（食費・光熱水費）の見直し
＜基準費用額 54,000円 ⇒ 55,500円＞
- ・ 障害福祉現場の業務効率化（全サービス共通）
＜管理者の兼務範囲の見直し、テレワークの取扱いの明確化、申請書類の標準化 等＞

2 訪問系サービス（居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援）

- ・ 居宅介護の特定事業所加算に算定にあたり、重度障害児への対応を評価
＜特定事業所加算の算定要件に重症心身障害児及び医療的ケア児への支援を追加＞
- ・ 入院中の重度訪問介護の利用について特別なコミュニケーション支援を必要とする障害支援区分4及び5の利用者も対象に追加
＜入院中の重度訪問介護利用の対象 区分6⇒ 区分4以上＞
- ・ 重度化・高齢化を踏まえた居宅介護・重度訪問介護の国庫負担基準の見直し
＜居宅介護の国庫負担基準に介護保険対象者の区分を追加 等＞

3 日中活動系サービス（生活介護・短期入所）

- ・ 生活介護においてサービス提供時間に応じた評価を導入
＜生活介護の基本報酬の見直し。なお、サービス提供時間については、個別支援計画に定めた個々の支援時間で算定することを基本とするなど一定の配慮を設ける＞
- ・ 医療的ケアが必要な者へ対応の評価（生活介護・施設・短期入所）
＜人員配置体制加算（Ⅰ）利用定員20人以下 321単位/日、喀痰吸引等実施加算【新設】30単位/日 等＞
- ・ 短期入所における緊急時の受け入れを更に評価
＜緊急短期入所受入加算（Ⅰ）180単位 ⇒ 270単位 等＞
- ・ 福祉型短期入所サービスにおける医療的ケア児者の受け入れを促進
＜医療型ケア対応支援加算【新設】120単位/日 等＞

4 施設系・居住支援系サービス（施設入所支援・共同生活援助・自立生活援助）

- ・ 施設のすべての入所者に対して、地域移行の意向を確認。グループホームの見学、地域活動への参加等を評価
＜意向確認に関する指針未作成の場合の減算 5単位/日、地域移行促進加算（Ⅱ）【新設】60単位/日等＞
- ・ 施設における10人規模の利用定員の設定
＜基本報酬で対応。生活介護も同様の対応＞
- ・ 施設から地域へ移行し、入所定員を減らした場合の加算を創設
＜地域移行支援体制加算【新設】＞
- ・ グループホームから希望する一人暮らし等に向けた支援の評価
＜自立生活支援加算（Ⅰ）【新設】1000単位/月 等＞
- ・ 世話人の配置基準に応じた基本報酬区分を改め、サービス提供時間の実態に応じた加算する報酬体系へ見直し
＜グループホームの基本報酬の見直し＞
- ・ グループホーム等において地域連携推進会議を設置し、地域の関係者を含む外部の目を定期的に入れる取組を義務づけ
＜運営基準に規定。ただし、令和6年度は努力義務とし、令和7年度から義務化＞

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容

5 訓練系サービス

（自立訓練（機能訓練）・自立訓練（生活訓練））

- ・社会生活の自立度評価指標（SIM）の活用と報酬上の評価
＜個別計画訓練支援加算（Ⅰ）【新設】47単位/日 等＞

- ・ピアサポートの専門性の評価
＜ピアサポート実施加算【新設】100単位/月＞

6 就労系サービス

（就労移行支援・就労継続支援A型・就労継続支援B型 ・就労定着支援・就労選択支援）

- ・就労移行支援事業所を定員10名以上から実施可能となるよう見直し
＜利用定員規模 20人以上⇒ 10人以上＞
- ・就労継続支援A型のスコア方式について、生産活動収支や平均労働時間に応じた評価となるよう項目を見直し
＜就労継続支援A型の基本報酬におけるスコア方式を見直し＞
- ・就労継続支援B型における平均工賃月額に応じた報酬体系について、よりメリハリをつけた報酬体系に見直し
＜就労継続支援B型の基本報酬の見直し、人員配置「6：1」の報酬体系の創設【新設】、目標工賃達成加算【新設】10単位/日 等＞
- ・就労定着支援の基本報酬を就労定着率のみに応じた報酬体系に見直し
＜就労定着支援の基本報酬の見直し＞
- ・就労選択支援の円滑な実施のための基本報酬・人員配置基準等の設定
＜就労選択支援サービス費【新設】 1210単位/日＞

7 相談系サービス（計画相談支援・障害児相談支援）

- ・支援の質の高い相談支援事業所の整備を推進するため、機能強化型の基本報酬を充実
＜計画相談支援の基本報酬の見直し＞
- ・地域の中核的な相談支援事業所の主任相談支援専門員を更に評価
＜主任相談支援専門員配置加算 100単位/月
⇒ 主任相談支援専門員配置加算（Ⅰ）（Ⅱ） 300単位/月・100単位/月＞
- ・相談支援における医療等の多機関連携のための各種加算の拡充
＜医療・保育・教育機関等連携加算 100単位/月 ⇒ 150～300単位/月 等＞

8 障害児支援

（児童発達支援・放課後等デイサービス・居宅訪問型児童発達支援 ・保育所等訪問支援・福祉型障害児入所施設・医療型障害児入所施設）

- ・児童発達支援センター等における中核機能の評価
＜中核機能強化加算【新設】 22単位～155単位/日
中核機能強化事業所加算【新設】 75単位～187単位/日＞
- ・児童発達支援・放課後等デイサービスにおいて総合的な支援を推進
＜総合的な支援の提供を基本とすることを運営基準に規定 等＞
- ・児童発達支援・放課後等デイサービスにおいてサービス提供時間に応じた評価を導入
＜児発・放デイの基本報酬の見直し ＞
- ・支援ニーズの高い児への支援の評価を充実
＜入浴支援加算【新設】55単位/日、視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算【新設】100単位、
強度行動障害児支援加算 155単位/日 ⇒ 200又は250単位/日 等＞
- ・家族支援の評価を充実
＜事業所内相談支援加算 80単位/月1回 ⇒ 家族支援加算 80単位/月4回（ワラワ 60単位）、
延長支援加算の見直し 等＞
- ・インクルージョン推進の取組への評価を充実（保育所等訪問支援の充実 等）
＜訪問支援員特別加算 679単位/日 ⇒ 700又は850単位/日＞
- ・障害児入所支援における小規模化や地域生活に向けた支援等への評価を充実
＜小規模グループケア加算 240単位/日 ⇒ 186～320単位/日
ワラワ型 +308単位/日 ⇒ +378単位/日、移行支援計画の作成等を運営基準に規定 等＞

3

目次

＜障害福祉サービス等における横断的な改定事項＞

○ 福祉・介護職員等処遇改善加算について	P5
○ 地域生活支援拠点等の機能の充実	P7
○ 障害者支援施設からの地域移行に向けた取組の全体像（イメージ）	P9
○ 強度行動障害を有する障害者等への支援体制の充実	P10
○ 障害者の意思決定支援を推進するための方策	P11
○ 障害者虐待の防止・権利擁護	P12
○ 障害福祉現場の業務効率化	P13
○ 業務継続に向けた感染症や災害への対応力の取組の強化	P14
○ 障害者支援施設等における医療機関との連携強化・感染症対応力の向上	P15
○ 情報公表未報告の事業所への対応	P16
○ 地域区分の見直し	P17
○ 補足給付の基準費用額の見直し	P18

＜各サービスにおける改定事項＞

○ 障害の重度化や障害者の高齢化など、訪問系サービスにおける地域のニーズへの対応	P19
○ 重度障害者が入院した際の特別なコミュニケーション支援の充実	P20
○ 生活介護における支援の実態に応じた報酬の見直し	P21
○ 医療的ケア児の成人期への移行にも対応した医療的ケアの体制の充実等	P22
○ 障害者支援施設における地域移行を推進するための取組	P23
○ グループホームから希望する一人暮らし等に向けた支援の充実	P24
○ 共同生活援助における支援の実態に応じた報酬の見直し	P25
○ 自立生活援助・地域移行支援・地域定着支援の充実	P27
○ 地域における自立した生活を送るための機能訓練・生活訓練の充実等	P28
○ 就労移行支援事業の安定的な事業実施	P29
○ 就労継続支援A型の生産活動収支の改善と効果的な取組の評価	P30
○ 就労継続支援B型の工賃向上と効果的な取組の評価	P31
○ 就労定着支援の充実	P32
○ 新たに創設される就労選択支援の円滑な実施	P33
○ 相談支援の質の向上や提供体制を整備するための方策	P35
○ 児童発達支援センターの機能強化等による地域の支援体制の充実	P36
○ 質の高い発達支援の提供の推進	P37
○ 支援ニーズの高い児への支援の充実	P39
○ 家族支援の充実	P41
○ インクルージョンの推進	P42
○ 障害児入所施設における支援の充実	P43

福祉・介護職員等処遇改善加算について①

【居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、共同生活援助、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、就労選択支援、自立生活援助、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設】

概要

- 障害福祉現場で働く方々にとって、令和6年度に2.5%、令和7年度に2.0%のベースアップへと確実につながるよう加算率の引き上げを行う。
- 福祉・介護職員等の確保に向けて、福祉・介護職員の処遇改善のための措置ができるだけ多くの事業所に活用されるよう推進する観点から、福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算について、現行の各加算・各区分の要件及び加算率を組み合わせた4段階の「福祉・介護職員等処遇改善加算」に一本化を行う。
- 就労定着支援の就労定着支援員、自立生活援助の地域生活支援員、就労選択支援の就労選択支援員を、処遇改善加算等の対象に加える。

単位数

※ 福祉・介護職員等処遇改善加算を除く加減算後の総報酬単位数に、以下の加算率を乗じる。
加算率は、サービス毎の介護職員の常勤換算職員数に基づき設定。

サービス区分	福祉・介護職員等処遇改善				サービス区分	福祉・介護職員等処遇改善			
	I	II	III	IV		I	II	III	IV
居宅介護	41.7%	40.2%	34.7%	27.3%	就労継続支援B型	9.3%	9.1%	7.6%	6.2%
重度訪問介護	34.3%	32.8%	27.3%	21.9%	就労定着支援	10.3%		8.6%	6.9%
同行援護	41.7%	40.2%	34.7%	27.3%	自立生活援助	10.3%	10.1%	8.6%	6.9%
行動援護	38.2%	36.7%	31.2%	24.8%	共同生活援助（介護サービス包括型）	14.7%	14.4%	12.8%	10.5%
重度障害者等包括支援	22.3%		16.2%	13.8%	共同生活援助（日中サービス支援型）	14.7%	14.4%	12.8%	10.5%
生活介護	8.1%	8.0%	6.7%	5.5%	共同生活援助（外部サービス利用型）	21.1%	20.8%	19.2%	15.2%
施設入所支援	15.9%		13.8%	11.5%	児童発達支援	13.1%	12.8%	11.8%	9.6%
短期入所	15.9%		13.8%	11.5%	医療型児童発達支援	17.6%	17.3%	16.3%	12.9%
療養介護	13.7%	13.5%	11.6%	9.9%	放課後等デイサービス	13.4%	13.1%	12.1%	9.8%
自立訓練（機能訓練）	13.8%	13.4%	9.8%	8.0%	居宅訪問型児童発達支援	12.9%		11.8%	9.6%
自立訓練（生活訓練）	13.8%	13.4%	9.8%	8.0%	保育所等訪問支援	12.9%		11.8%	9.6%
就労選択支援	10.3%	10.1%	8.6%	6.9%	福祉型障害児入所施設	21.1%	20.7%	16.8%	14.1%
就労移行支援	10.3%	10.1%	8.6%	6.9%	医療型障害児入所施設	19.1%	18.7%	14.8%	12.7%
就労継続支援A型	9.6%	9.4%	7.9%	6.3%					

（注）令和6年度末までの経過措置期間を設け、経過措置期間中は、現行の3加算の取得状況に基づく加算率を維持した上で、今般の改定による加算率の引き上げを受けることができる等の激変緩和措置を講じる。

5

福祉・介護職員等処遇改善加算について②

算定要件等

- 新加算（Ⅰ～Ⅳ）は、加算・賃金改善額の職種間配分ルールを統一。（福祉・介護職員への配分を基本とし、特に経験・技能のある職員に重点的に配分することとするが、事業所内で柔軟な配分を認める。）
- 新加算のいずれの区分を取得している事業所においても、新加算Ⅳの加算額の1/2以上を月額賃金の改善に充てることを要件とする。
※ それまでベースアップ等支援加算を取得していない事業所が、一本化後の新加算を新たに取得する場合には、ベースアップ等支援加算相当分の加算額については、その2/3以上を月額賃金の改善として新たに配分することを求める。

加算率（※）

既存の要件は黒字、新規・修正する要件は赤字

【8.1%】

新加算（福祉・介護職員等処遇改善加算）

Ⅰ

新加算（Ⅱ）に加え、以下の要件を満たすこと。
・ 経験技能のある福祉・介護職員を事業所内で一定割合以上配置していること（生活介護の場合、介護福祉士25%以上等）

【8.0%】

Ⅱ

新加算（Ⅲ）に加え、以下の要件を満たすこと。
・ 改善後の賃金年額440万円以上が1人以上
・ 職場環境の更なる改善、見える化【見直し】（令和7年度）
~~グループごとの配分ルール【撤廃】~~

【6.7%】

Ⅲ

新加算（Ⅳ）に加え、以下の要件を満たすこと。
・ 資格や勤続年数等に応じた昇給の仕組みの整備

【5.5%】

Ⅳ

・ 新加算（Ⅳ）の1/2（2.7%）以上を月額賃金で配分
・ 職場環境の改善（職場環境等要件）【見直し】（令和7年度）
・ 賃金体系等の整備及び研修の実施等

対応する現行の加算等（※）	新加算の趣旨
a. 処遇改善加算（Ⅰ）【4.4%】 b. 特定処遇加算（Ⅰ）【1.4%】 c. ベースアップ等支援加算【1.1%】	事業所内の経験・技能のある職員を充実
a. 処遇改善加算（Ⅰ）【4.4%】 b. 特定処遇加算（Ⅱ）【1.3%】 c. ベースアップ等支援加算【1.1%】	総合的な職場環境改善による職員の定着促進
a. 処遇改善加算（Ⅰ）【4.4%】 b. ベースアップ等支援加算【1.1%】	資格や経験に応じた昇給の仕組みの整備
a. 処遇改善加算（Ⅱ）【3.2%】 b. ベースアップ等支援加算【1.1%】	福祉・介護職員の基本的な待遇改善・ベースアップ等

※ 加算率は生活介護のものを例として記載。

6

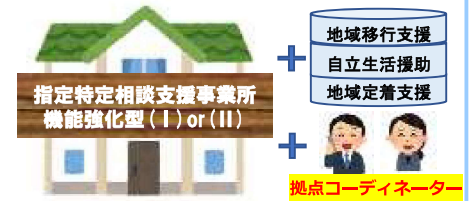
地域生活支援拠点等の機能の充実

- 障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、緊急時の対応や施設や病院等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等について、障害者総合支援法の改正により市町村に対する努力義務を設け、その整備を推進するとともに、機能の充実を図る。

① 情報連携等のコーディネート機能の評価

- 地域生活支援拠点等において、情報連携等を担うコーディネーターの配置を評価する加算を創設する。（別紙参照）

【新設】地域生活支援拠点等機能強化加算 **500単位/月** * 拠点コーディネーター1名につき100回/月を上限
(地域移行支援、自立生活援助、地域定着支援、計画相談支援、障害児相談支援)



② 緊急時の重度障害者の受入機能の充実

- 地域生活支援拠点等に位置づけられ、かつ、平時からの連携調整に従事する者を配置する通所系サービス事業所において、障害の特性に起因して生じた緊急事態の際に、夜間に支援を行った場合に加算する。

【新設】通所系サービス 緊急時受入加算 **100単位/日**

- 地域生活支援拠点等に位置づけられ、かつ、平時からの連携調整に従事する者を配置する短期入所事業所において、医療的ケア児等の重度障害者を受け入れた場合に加算する。

【現行】短期入所（加算）100単位/日 * 拠点位置づけのみ 【見直し後】短期入所（加算）**200単位/日** * 連携調整者配置

※ 地域生活支援拠点等に係る既存の加算について、関係機関との連携調整に従事する者を配置することを要件に加える。（訪問系サービス等）

③ 地域移行に向けた動機付け支援に係る評価

- 地域生活支援拠点等に位置づけられている障害者支援施設において、地域移行に向けた動機付け支援として、グループホーム等の見学や食事利用、地域活動への参加等を行った場合に加算する。（1月に3回を限度）

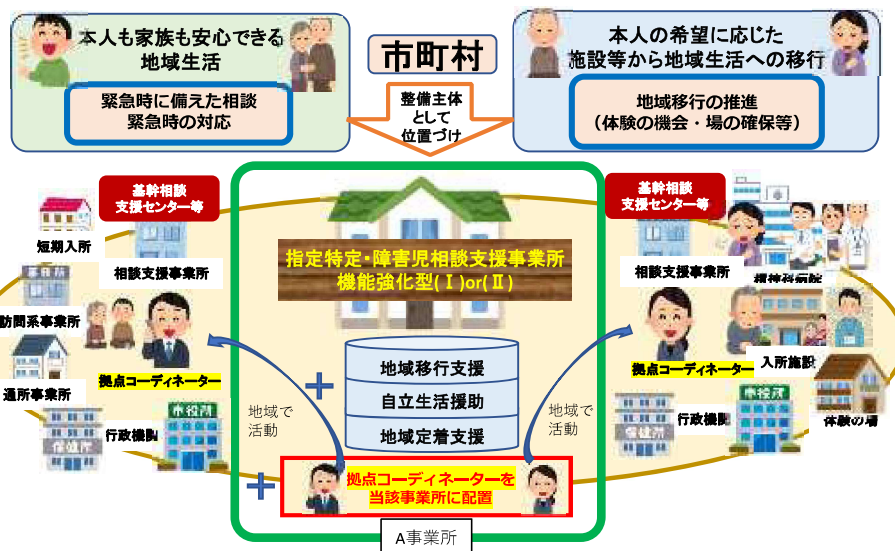
【新設】施設入所支援 地域移行促進加算（Ⅱ） **60単位/日**



7

拠点コーディネーターの配置によるコーディネート機能の体制整備の評価

- ① 市町村が整備する地域生活支援拠点等において、拠点コーディネーターを地域の中核的な相談支援事業所が**単独**で配置する場合



【新設】地域生活支援拠点等機能強化加算 **500単位/月**

- 以下の①又は②のいずれかに該当する相談支援事業所等で提供される計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、自立生活援助、地域定着支援のサービスを同一の事業所で一体的に提供し、かつ、市町村から地域生活支援拠点等に位置づけられた相談支援事業者等において、情報連携等を担う拠点コーディネーターを常勤で1以上配置した場合。

① 計画相談支援及び障害児相談支援（機能強化型基本報酬（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定する場合に限る。）と自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援のサービスを同一の事業所で一体的に提供し、かつ、市町村から地域生活支援拠点等に位置づけられた相談支援事業者等において、情報連携等を担う拠点コーディネーターを常勤で1以上配置した場合。

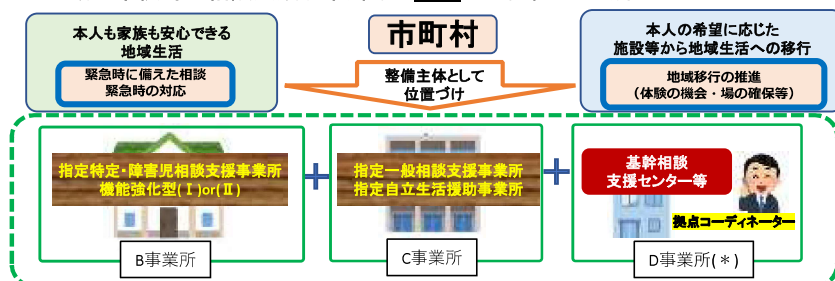
② 計画相談支援及び障害児相談支援（機能強化型基本報酬（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定する場合に限る。）と自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援に係る複数の事業者が、地域生活支援拠点等のネットワークにおいて相互に連携して運営されており、かつ、市町村から地域生活支援拠点等に位置づけられた当該事業者又はネットワーク上の関係機関（基幹相談支援センター等）において、情報連携等を担う拠点コーディネーターが常勤で1以上配置されている場合。

* 拠点コーディネーターを配置した当該相談支援事業所等は、配置した拠点コーディネーター1人につき、合計100回/月までの算定を可能とする。

【拠点コーディネーターの役割（例）】

- 市町村との連絡体制、基幹相談支援センターや相談支援事業所との連携体制、市町村（自立支援）協議会との連携体制、複数法人で拠点機能を担う場合の連携体制や伝達体制の整理等の、地域における連携体制の構築。
- 緊急時に備えたニーズ把握や相談、地域移行に関するニーズの把握や動機付け支援等。

- ② 市町村が整備する地域生活支援拠点等において、拠点コーディネーターを地域の中核的な相談支援事業所等で**共同**して配置する場合



* 拠点コーディネーターの役割は、地域における連携体制の構築であり、個別給付に係る支援の実施が配置の目的ではないことを当該相談支援事業所等は留意。原則、個別給付に係る業務は行わない。

* 本報酬は法第77条第3項の地域生活支援拠点等の体制整備に係る加算であることから、市町村は、本報酬を理由に、障害者相談支援事業の委託料を減額することがないように留意。

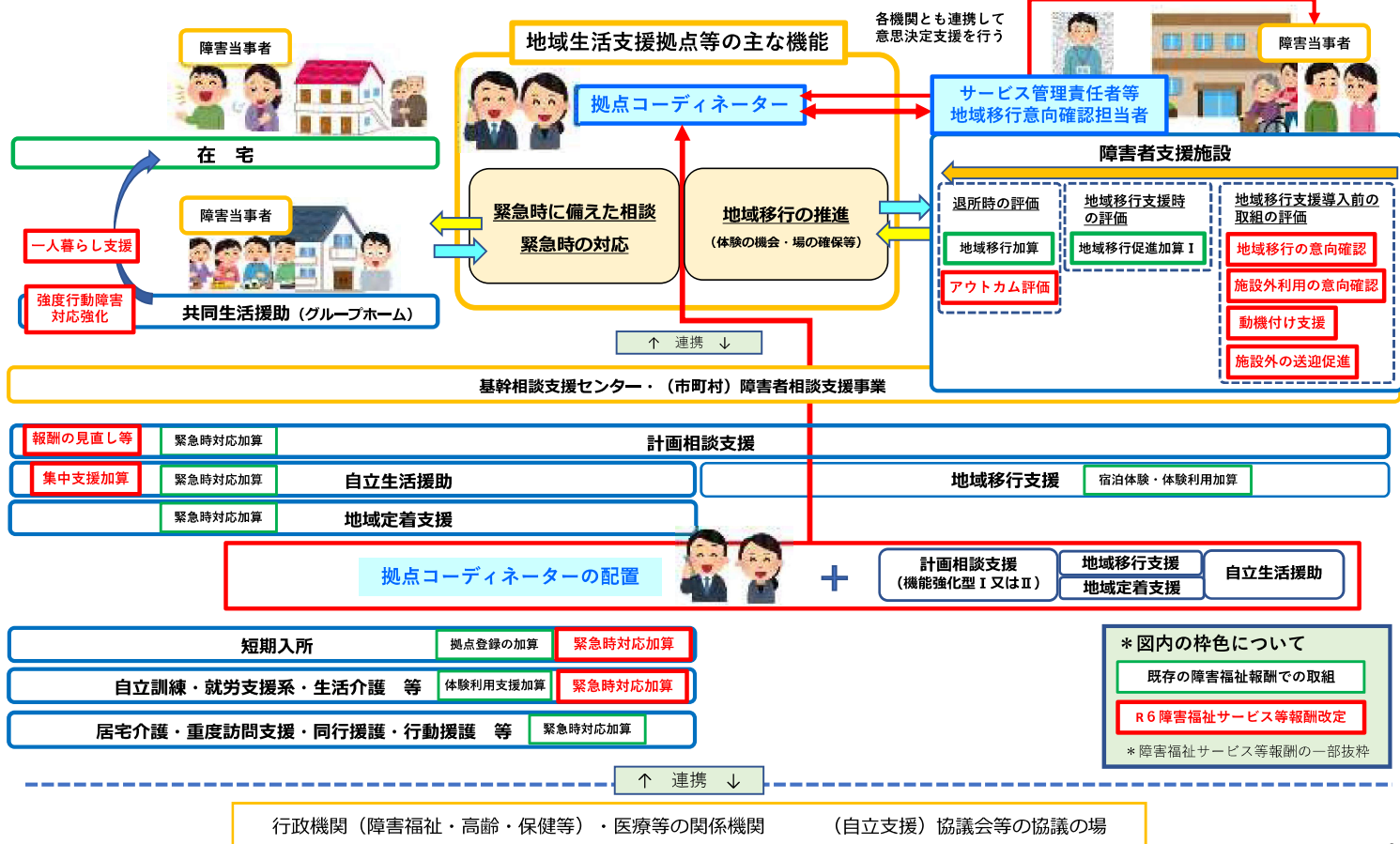
* 拠点コーディネーターは加算対象以外の事業所にも配置可。

8

障害者支援施設からの地域移行に向けた取組の全体像（イメージ）

本人も家族も安心できる地域生活

本人の希望に応じた施設から地域生活への移行



9

強度行動障害を有する障害者等への支援体制の充実

①強度行動障害を有する者の受入体制の強化

- 【重度障害者支援加算（生活介護・施設入所支援）】
 - 区分6以上行動関連項目10点以上の報酬区分を新設する。
 - 強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者の加配要件を廃止し、生活支援員に占める割合での評価とする（体制加算部分は廃止）。
 - （現行）基準及び人員配置体制加算の配置数に加えて配置される基礎研修修了者1人（4時間程度以上）につき、利用者5人まで算定可（見直し後）生活支援員のうち基礎研修修了者の割合が20%以上
- 【重度障害者支援加算（短期入所）】
 - 区分4、5の報酬区分を新設する。
 - 標準的な支援を推進するため、強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者が作成した支援計画シート等により適切な支援を行った場合の評価を新設する（基礎研修修了者の配置のみの加算部分は廃止）。
- 【重度障害者支援加算（共同生活援助）】
 - 共同生活援助での受入体制を強化するため、利用者の状態や環境の変化等に対応するための初期のアセスメント等の評価を新設する。
- 【重度障害者支援加算（共通）】
 - 生活介護・施設入所支援・短期入所・共同生活援助において、行動関連項目の合計点が18点以上の者を受入れて中核的人材が作成する支援計画シート等により適切な支援を行った場合にさらに加算する。

②状態が悪化した強度行動障害を有する児者への集中的支援

- 高度な専門性により地域を支援する人材（広域的支援人材）が、事業所等を集中的に訪問等（情報通信機器を用いた地域外からの指導助言も含む）し、適切なアセスメントと有効な支援方法の整理を共に行い環境調整を進め、支援を行った場合の評価を新設する。※期間は3か月を限度
- 【新設】集中的支援加算
- ・広域的支援人材が訪問等した場合の評価 1,000単位/回（月に4回を限度）
 - ・状態が悪化した者を受け入れた施設等への評価 500単位/日



	区分4以上かつ10点以上 ※実践研修修了者配置	【新設】18点以上の場合 ※中核的人材養成研修修了者配置	区分6以上かつ10点以上 ※実践研修修了者配置	【新設】18点以上の場合 ※中核的人材養成研修修了者配置
生活介護・施設入所支援	受入・体制 180単位	初期 400単位	個別支援 +150単位	初期 +200単位
短期入所	【新設】受入 30単位	【新設】体制 +70単位	個別支援 +50単位	
共同生活援助	受入・体制 180単位	【新設】初期 400単位	個別支援 +150単位	初期 +200単位

③行動援護における短時間の支援の評価等

- ニーズの高い短時間の支援を評価する（長時間の支援は見直し）。
- 【行動援護の基本報酬】（例）
 - ・所要時間30分以上1時間未満の場合（現行）407単位 →（見直し後）437単位
 - ・所要時間5時間30分以上6時間未満の場合（現行）1,940単位 →（見直し後）1,904単位
- 特定事業所加算に以下の要件を追加する。
 - ・医療・教育等の関係機関との連携
 - ・行動関連項目18点以上の者の受入れ
 - ・中核的人材養成研修を修了したサービス提供責任者の配置

④重度障害者等包括支援における専門性の評価等

- 訪問系サービスにおいて有資格者による支援を評価する。
 - 【新設】有資格者支援加算 60単位/日（1人1日当たり）
- 複数のサービス事業者による連携した支援を評価する。
 - 【新設】外部連携支援加算 200単位/回（月4回を限度）

10

障害者の意思決定支援を推進するための方策

意思決定支援の推進（運営基準への位置づけ）

障害者の意思決定支援を推進するため、「障害福祉サービス等の提供に当たっての意思決定支援ガイドライン」を踏まえ、相談支援及び障害福祉サービス事業等の指定基準において、以下の規定を追加する。

【取扱方針】

- 事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、**利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない。**

【サービス等利用計画・個別支援計画の作成等】

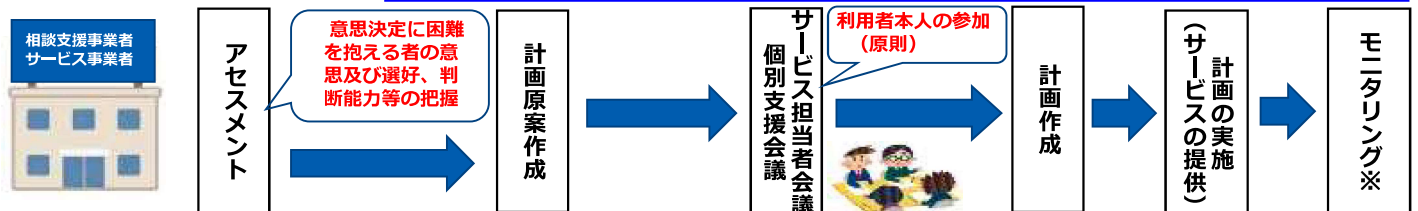
- 利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮**しつつ、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での**適切な支援内容の検討**をしなければならない。
 - 利用者の希望する生活や課題等の把握（アセスメント）に当たり、**利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合**には、適切に意思決定支援を行うため、**当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握**しなければならない。
 - 相談支援専門員やサービス管理責任者が行うサービス担当者会議・個別支援会議について、**利用者本人が参加するものとし、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認**する。
- ※ 障害児者の状況を踏まえたサービス等利用計画・障害児支援計画の作成を推進する観点から、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者が作成した個別支援計画について相談支援事業者への交付を義務付け。

【サービス管理責任者の責務】

- サービス管理責任者は、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定支援が行われるよう努めなければならない。

※障害児通所支援、障害児入所施設についても、障害児及びその保護者の意思の尊重の観点から、上記に準じた規定を追加。

（参考）障害者の意思決定支援のプロセス 相談支援専門員・サービス管理責任者が、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、計画を検討



※相談支援専門員によるモニタリングについて、地域移行に向けた意思決定支援や重度の障害等のため頻回な関わりが必要な者は標準より短い期間で設定が望ましい旨例示

11

障害者虐待の防止・権利擁護

虐待防止措置

施設・事業所における障害者虐待防止の取組を徹底するため、障害者虐待防止措置を未実施の障害福祉サービス事業所等について、虐待防止措置未実施減算（所定単位数の1%を減算）を創設。

（参考）障害者虐待防止措置

- ① 虐待防止委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
- ② 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- ③ 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

身体拘束の適正化

- 身体拘束等の適正化の徹底を図るため、施設・居住系サービスについて、身体拘束廃止未実施減算の減算額を5単位から所定単位数の10%に引き上げ。訪問・通所系サービスについて、減算額を5単位から所定単位数の1%に見直す。

（※）施設・居住系：障害者支援施設（施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む）、療養介護、障害児入所施設、共同生活援助、宿泊型自立訓練

訪問・通所系：居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、生活介護、短期入所、自立訓練（宿泊型自立訓練を除く）、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援（障害者支援施設が行う各サービスを除く）

（参考）身体拘束適正化措置

- ① やむを得ず身体拘束等を行う場合、その態様及び時間、利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。
- ② 身体拘束適正化検討委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
- ③ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ④ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

本人の意向を踏まえたサービス提供（同性介助）

- 施設・事業所において、本人の意思に反する異性介助がなされないよう、サービス管理責任者等がサービス提供に関する本人の意向を把握するとともに、本人の意向を踏まえたサービス提供体制の確保に努めるべき旨を障害福祉サービス事業等の指定基準の解釈通知に明記。

12

障害福祉現場の業務効率化

<各種様式等の簡素化・標準化>

- 障害福祉分野における各種様式については、規制改革実施計画（令和5年6月16日閣議決定）において、「障害福祉サービス等事業者及び地方公共団体の意見も踏まえつつ、（中略）地方公共団体に対して提出する指定申請関連文書、報酬請求関連文書（中略）について、標準様式及び標準添付書類（以下「標準様式等」という。）を作成すること」、「標準様式等に関する検討結果を踏まえ（中略）電子的に申請・届出を可能とするためのシステムの整備について検討する」とされている。
- このため、**令和5年度中にサービス類型ごとに、標準様式等を作成**することとしており、標準様式等を作成後、地方公共団体に対して活用を促し、令和6年度以降、その普及の状況等を踏まえ、標準様式等の使用の基本原則化について検討を行うこととしている。
- また、令和6年度に「電子的に申請・届出を可能とするためのシステムの整備」に向けた検討を実施する予定。

<標準様式等のイメージ（指定申請の場合）>

・ 現行の地方公共団体の申請様式等の構成を整理し、サービス類型を通じて共通の申請書、各サービス毎に記載が必要な事項をまとめた付表及び添付書類の一覧を作成する。

- ① 指定申請書本体（サービスに関わらず共通の事項を記載）
- ② 付表（各サービスごとに必要な項目を記載）
- ③ 添付書類の一覧（①や②の記載事項が正しいかを確認するための挙証資料）
考えられる添付書類：登記の写し、従業員との雇用契約書、財務諸表 など

<見守り支援機器導入による夜勤職員配置体制加算の要件の緩和>

- 見守り支援機器を導入したうえで入所者の支援を行っている障害者支援施設について、夜勤職員配置体制加算の要件を緩和（現行）前年度の利用者の数の平均値が21人以上40人以下の場合 夜勤**2人**以上
⇒ 見守り機器を入所者数の15%以上設置：前年度の利用者の数の平均値が21人以上40人以下の場合 夜勤**1.9人**以上 等

<管理者の兼務範囲の見直し・テレワークの取扱いの明確化>

- 管理者の責務として、利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を常時適切に把握しながら、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令を行うことを示しつつ、訪問系サービス等の管理者について、こうした責務を果たせる場合であって、事故発生時等の緊急時の対応について、あらかじめ対応の流れを定め、必要に応じて管理者自身が速やかに出勤できる場合にあっては、**同一敷地内等に限らず兼務できる旨を示す。**
- **管理者について、管理上支障が生じない範囲内においてテレワークを行うことが可能であることを示す。**また、**管理者以外の職種又は業務について、テレワークについて具体的な考え方を示す。**

13

業務継続に向けた感染症や災害への対応力の取組の強化

概要

【全サービス】

- 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な障害福祉サービス等を継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症又は非常災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減算する。その際、一定程度の取組を行っている事業所に対し経過措置を設けることとする。

減算単位

業務継続計画未策定減算【新設】

- ・ 100分の3に相当する単位数を減算
（療養介護、施設入所支援（施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む）、共同生活援助、宿泊型自立訓練、障害児入所施設）
- ・ 100分の1に相当する単位数を減算
（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、生活介護、自立生活援助、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援（障害者支援施設が行う各サービスを除く））

算定要件

- 以下の基準に適用していない場合、所定単位数を減算する。
 - ・ 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定すること
 - ・ 当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること
- ※ 令和7年3月31日までの間、「感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備」及び「非常災害に関する具体的計画」の策定を行っている場合には、減算を適用しない。
ただし、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、自立生活援助、就労定着支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援については、「非常災害に関する具体的計画」の策定が求められていないこと等を踏まえ、令和7年3月31日までの間、減算を適用しない。
- ※ 就労選択支援については、令和9年3月31日までの間、減算を適用しない経過措置を設ける。

14

障害者支援施設等における医療機関との連携強化・感染症対応力の向上

① 感染症発生時に備えた平時からの対応

<運営基準の見直し>

- 障害者支援施設等（障害者支援施設、グループホーム、（福祉型）障害児入所施設）について、新興感染症の発生時等に感染者の対応を行う協定締結医療機関（*）と連携し、新興感染症発生時等における対応を取り決めることを努力義務化
- 協力医療機関が協定締結医療機関である場合には、当該協力医療機関と利用者の急変時等の対応等の取り決めを行う中で、新興感染症の発生時等における対応についても協議を行うことを義務化

<報酬による評価>

- 障害者支援施設等について、感染症発生時における施設内感染を防止する観点や感染者への医療提供を迅速に行う体制を平時から構築していく観点から、以下の①～③の要件を満たしている場合に評価。**（Ⅰ）**
 - ① 新興感染症の発生時等に感染者の診療等を実施する協定締結医療機関との連携体制を構築していること
 - ② 協力医療機関等と感染症発生時の対応を取り決めるとともに、軽症者等の施設において対応可能な感染者については、協力医療機関等との連携の上で施設において療養することが可能であること
 - ③ 感染症対策にかかる一定の要件を満たす医療機関等や地域の医師会が定期的に主催する感染対策に関する研修に参加し、助言や指導を受けること
- 医科診療報酬点数表の感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から3年に1回以上実地指導を受けている場合に評価。**（Ⅱ）**

（*）協定締結医療機関…令和4年12月に成立した感染症法等の改正により、都道府県は、新興感染症等の対応を行う医療機関と協議を行い、感染症に係る協定を締結することとしている。

【新設】

障害者支援施設等感染対策向上加算（Ⅰ）	10単位/月
障害者支援施設等感染対策向上加算（Ⅱ）	5単位/月

② 新興感染症等の発生時に施設内療養を行う障害者支援施設等への対応

- 新興感染症等の発生時に、施設内で感染した障害者に対して必要な医療やケアを提供する観点や、感染拡大時の施設等における生活継続等の対応として、必要な体制を確保した上で施設内療養を行った場合に評価。
- ※ 対象の感染症については、今後のパンデミック発生時に必要に応じて指定

【新設】

新興感染症等施設療養加算	240単位
--------------	-------

15

情報公表未報告の事業所への対応

概要

【全サービス】

- 利用者への情報公表、災害発生時の迅速な情報共有、財務状況の見える化の推進を図る観点から、障害福祉サービス等情報公表システム上、未報告となっている事業所に対する「情報公表未報告減算」を創設する。
- また、施行規則において、都道府県知事は、指定障害福祉サービス事業者等の指定の更新に係る申請があった際に、情報公表に係る報告がされていることを確認することとする。

減算単位

情報公表未報告減算【新設】

- ・ 100分の10に相当する単位数を減算

（療養介護、施設入所支援（施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む）、共同生活援助、宿泊型自立訓練、障害児入所施設）

- ・ 100分の5に相当する単位数を減算

（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、生活介護、自立生活援助、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援（障害者支援施設が行う各サービスを除く））

算定要件

- 障害者総合支援法第76条の3の規定に基づく情報公表に係る報告がされていない場合に、所定単位数を減算する。

都道府県等による確認

- 都道府県知事（指定都市又は中核市にあっては、当該指定都市又は中核市の市長）は、指定障害福祉サービス事業者等の指定の更新に係る申請があったときは、当該申請に係る事業者から障害者総合支援法第76条の3の規定に基づく情報公表に係る報告がされていることを確認するものとする。

16

地域区分の見直し

- 令和6年度以降の級地の設定に当たっては、引き続き、原則として、介護報酬と同じ区分とすることを基本としつつ、公平性を欠く状況にあると考えられる自治体については特例（※1）を設け、自治体に対して行った意向調査の結果を踏まえ、級地に反映する。

また、平成30年度報酬改定の際に設けられた経過措置（※2）については令和5年度末までがその期限となっているが、令和8年度末までの延長を認める。

さらに、平成30年度報酬改定時以降に、介護報酬と同じ区分に変更した自治体について、現行の区分と従前の区分の範囲内で設定することを認める（令和8年度末までの適用）。

（※1）

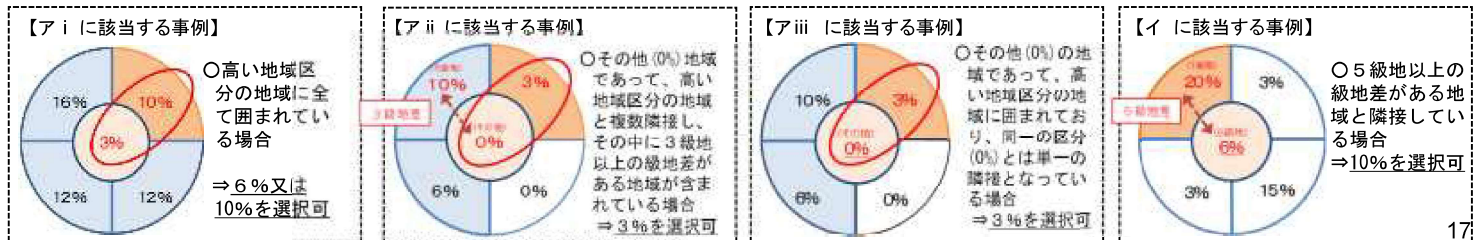
ア 次の場合は、当該地域に隣接する地域に設定された地域区分のうち、一番低い又は高い地域区分までの範囲で引上げる又は引下げを認める。

- 当該地域の地域区分よりも高い又は低い地域に全て囲まれている場合。
- 当該地域の地域区分よりも高い又は低い級地が設定された地域に複数隣接しており、かつ、その地域の中に当該地域と3級地以上の級地差がある地域が含まれている場合。なお、引上げについては、地域手当の級地設定がある自治体を除く。
- 当該地域の地域区分よりも高い又は低い級地が設定された地域に囲まれており、かつ、同じ地域区分との隣接が単一（引下げの場合を除く。）の場合。なお、引上げについては、地域手当の級地設定がある自治体を除く。

イ 5級地以上の級地差がある地域と隣接している場合について、4級地差になるまでの範囲で引上げ又は引下げを認める。

（※2）

平成30年度の地域区分の見直しに当たり、報酬単価の大幅な変更を緩和する観点から、従前の設定値と見直し後の設定値の範囲内で選択することが可能とするもの。



補足給付の基準費用額の見直し

現行制度（20歳以上の障害者の場合）

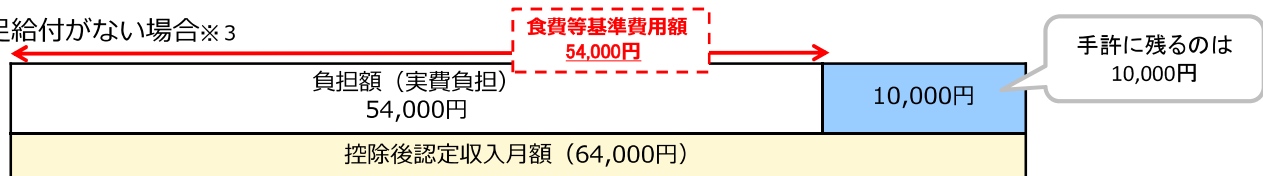
- 入所施設の食費・光熱水費の実費負担については、低所得者に対して、食費・光熱水費の実費負担をしても、少なくとも手許に25,000円が残るよう、食費等基準費用額（54,000円）※1から所得に応じた負担限度額を控除した額を補足給付として支給する。

※1 食費・光熱水費にかかる平均費用

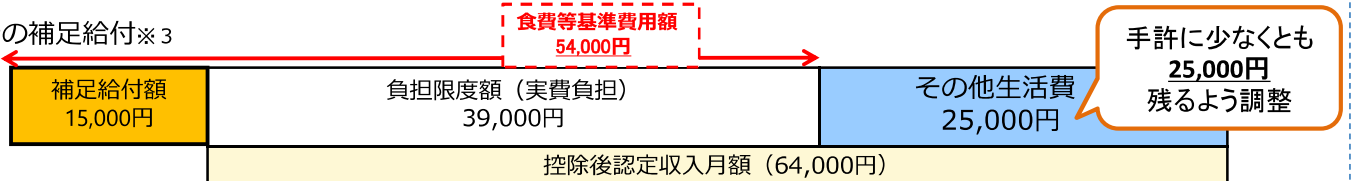
	補足給付の額
控除後認定収入額（※2）が66,667円を超える場合	（月額）54,000円－負担限度額（月額） 負担限度額（月額）＝（66,667円－その他生活費の額）＋（控除後認定収入額－66,667円） ×50%
控除後認定収入額が66,667円以下の場合	（月額）54,000円－負担限度額（月額） 負担限度額（月額）＝控除後認定収入額－その他生活費の額
生活保護受給者	（月額）54,000円

※2 一月における、収入から税、社会保険料、就労収入を控除した額

○補足給付がない場合※3



○現行の補足給付※3



※3 入所施設対象者（60歳未満、控除後認定収入額（月額）64,000円）の場合

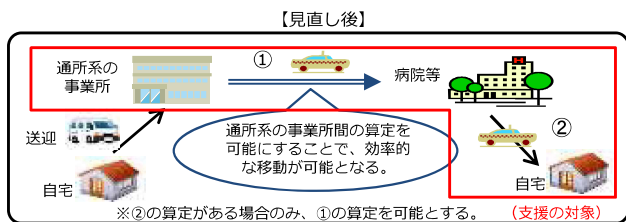
基準費用額の見直し

- 基準費用額について、令和5年障害福祉サービス等経営実態調査結果等を踏まえ「55,500円」とする。

障害の重度化や障害者の高齢化など、訪問系サービスにおける地域のニーズへの対応

①通院等介助等の対象要件の見直し（居宅介護）

居宅介護の通院等介助等について、通知を改正し、居宅が始点又は終点となる場合には、障害福祉サービスの通所系の事業所や地域活動支援センター等から目的地（病院等）への移動に係る通院等介助等に関しても、同一の事業所が行うことを条件に、支援の対象とする。



②熟練従業者による同行支援の見直し（重度訪問介護）

○ 重度訪問介護における熟練従業者の同行支援をより評価する観点から、熟練従業者及び新任従業者の報酬について見直しを行う。

【現行】

所定単位数の85%（合わせて170%）

【見直し後】

所定単位数の90%（合わせて180%）

○ 医療的ケア等の専門的な支援技術が必要な重度訪問介護加算対象者（15%加算対象者）に対する支援について、採用から6か月以内の新任従業者に限らず、重度訪問介護加算対象者（15%加算対象者）に対する支援に初めて従事する従業者も、熟練従業者の同行支援の対象とする。

【新設】所定単位数の90%（合わせて180%）

③同行援護の特定事業所加算の加算要件の見直し（同行援護）

専門的な支援技術を有する人材を配置した事業所を評価できるように、加算要件の「良質な人材の確保」の要件の選択肢として、「盲ろう者向け通訳・介助員であり、同行援護従業者の要件を満たしている者」の配置割合を追加する。

（要件）

- 特定事業所加算（Ⅰ）要件①～③のすべてに適合 所定単位数の20%を加算
- 特定事業所加算（Ⅱ）要件①及び②に適合 所定単位数の10%を加算
- 特定事業所加算（Ⅲ）要件①及び③に適合 所定単位数の10%を加算
- 特定事業所加算（Ⅳ）要件①及び④に適合 所定単位数の5%を加算

- ① サービス提供体制の整備
- ② 良質な人材の確保
- ③ 重度障害者への対応
- ④ 中重度障害者への対応

「②良質な人材の確保」の要件の選択肢に追加
・盲ろう者向け通訳・介助員で、同行援護従業者の要件を満たしている者の占める割合が20%以上

④訪問系サービスの国庫負担基準の見直し

- 居宅介護の国庫負担基準について、介護保険対象者の区分を追加する。
- 重度訪問介護の国庫負担基準について、重度障害者の単位の見直しや介護保険対象者の区分の細分化を行う。

【居宅介護利用者】			
（対象者）	【現行】	（対象者）	【見直し後】
区分1	6,280単位	区分1	6,410単位
区分2	7,130単位	区分2	7,270単位
区分3	9,010単位	区分3	9,190単位
区分4	14,040単位	区分4	14,320単位
区分5	20,570単位	区分5	20,980単位
		区分6	28,800単位
		区分7	13,270単位
		区分8	1,100単位
		区分9	1,810単位

※通院等（乗降）介助ありの単位

【重度訪問介護利用者】			
（対象者）	【現行】	（対象者）	【見直し後】
区分4	28,430単位	区分4	28,940単位
区分5	35,630単位	区分5	36,270単位
区分6	50,800単位	区分6	62,050単位
		区分7	14,620単位
		区分8	15,290単位
		区分9	22,910単位

※介護保険対象者

重度障害者が入院した際の特別なコミュニケーション支援の充実

①入院中の重度訪問介護利用の対象拡大

入院中に特別なコミュニケーション支援を行うための重度訪問介護の利用（現行は、障害支援区分6の利用者のみ）について、特別なコミュニケーション支援を必要とする障害支援区分4及び5の利用者も対象とする。

【現行】

- ・ 重度訪問介護利用者で特別なコミュニケーション支援を必要とする障害支援区分6の障害者

【見直し後】

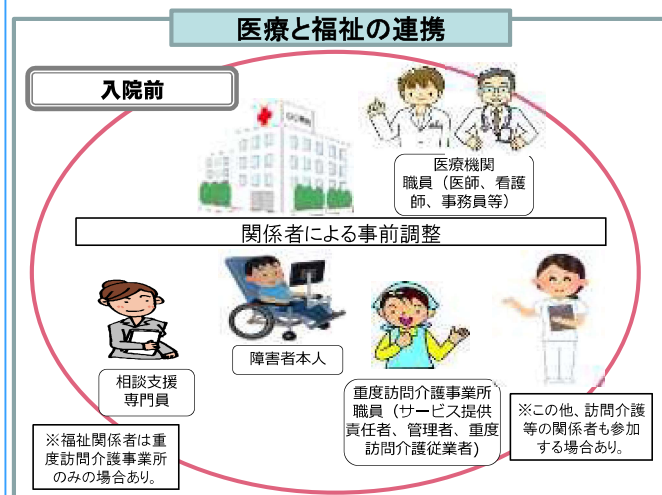
- ・ 重度訪問介護利用者で特別なコミュニケーション支援を必要とする障害支援区分4・5・6の障害者

②入院中の重度訪問介護利用における入院前の医療と障害福祉の連携した支援への評価

重度訪問介護利用者が重度訪問介護従業者の付添いにより入院する際、その入院前に、重度訪問介護事業所の職員と医療機関の職員が事前調整を行った場合、当該重度訪問介護事業所が医療機関と連携した支援について評価する。

【新設】入院時支援連携加算 300単位を加算（入院前に1回を限度）

入院中の重度訪問介護利用における医療と福祉の連携（イメージ）



【医療機関との具体的な事前調整の内容】

- (1) 障害者本人、障害福祉サービス等事業者から医療機関への伝達事項
 - ・ 入院する障害者の基本情報、利用している障害福祉サービス等
 - ・ 入院する障害者の障害特性等の伝達（障害の状態、介護方法（例：体位変換、食事、排泄）など）
 - ・ 障害者本人の入院中の生活・退院後の生活の希望
 - ・ 重度訪問介護の制度（目的、内容）
- (2) 医療機関から障害福祉サービス等事業者への伝達事項
 - ・ 医療機関の入院規則
 - ・ 感染対策（体温等の確認、マスク装着の徹底）
- (3) 医療機関と障害福祉サービス等の調整
 - ・ 看護師が行う業務と重度訪問介護従業者が行う業務の確認（コミュニケーション支援の範囲の確認）
 - ・ 障害特性を踏まえた病室等の環境調整や対応（ベッド等の配置など）
 - ・ 重度訪問介護従業者の人数、勤務時間、勤務体制
 - ・ 重度訪問介護従業者から医療機関への報告等の伝達方法

生活介護における支援の実態に応じた報酬の見直し

① 基本報酬区分の見直し（サービス提供時間ごとの基本報酬の設定・福祉専門職員配置等加算の算定方法の見直し）

- 基本報酬は営業時間で設定されているが、利用者ごとのサービス提供の実態に応じた報酬体系とするため、基本報酬の設定については、障害支援区分ごと及び利用定員規模に加え、サービス提供時間別に細やかに設定する。
- なお、サービス提供時間については、医療的ケアが必要な者や盲ろう者など、障害特性等により利用時間が短時間にならざるを得ない者等の配慮として、
 - ・ 個別支援計画に定めた標準的な支援時間で算定することを基本とすることなど一定の配慮を設ける。
 - ・ 従業員の配置員数を算出する際に必要な前年度の平均利用者数の算出については、サービス提供時間を考慮する。（5時間以上7時間未満の利用者は、1日0.75人として計算し、5時間未満の利用者は1日0.5人と計算する。例えば、短時間の利用者を午前・午後に分けて受け入れることも可能。）

※利用定員21人以上30人以下の場合

サービス提供時間	障害支援区分				
	区分6	区分5	区分4	区分3	区分2以下
3時間未満	449単位	333単位	228単位	204単位	185単位
3時間以上～4時間未満	575単位	427単位	293単位	262単位	236単位
4時間以上～5時間未満	690単位	512単位	351単位	313単位	284単位
5時間以上～6時間未満	805単位	597単位	409単位	366単位	332単位
6時間以上～7時間未満	1,120単位	833単位	570単位	510単位	463単位
7時間以上～8時間未満	1,150単位	854単位	584単位	523単位	475単位
8時間以上～9時間未満	1,211単位	915単位	646単位	584単位	536単位

福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）
6単位/日
 常勤職員が多く配置されていることや、常勤職員の勤続年数が長いことを適切に評価するため、福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）と福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）とを併給可とする。

② 基本報酬区分の見直し（利用定員規模ごとの基本報酬の設定）

- 利用者数の変動に対して柔軟に対応しやすくすることで、小規模事業所の運営をしやすくするとともに、障害者支援施設からの地域移行を促進するため、障害者支援施設と同様、利用定員ごとの基本報酬を10人ごとに設定する。あわせて、重症心身障害児者対応の多機能型事業所にも配慮した利用定員規模別の基本報酬を設定する。

③ 延長支援加算の拡充

- 延長支援加算については、生活介護の基本報酬をサービス提供時間で8時間以上9時間未満まで設定することから、9時間以上の支援を評価する。
 ※ 施設入所者については、延長支援加算は算定できない。

【現行】

（1）延長時間 1時間未満の場合	61単位/日
（2）延長時間 1時間以上の場合	92単位/日



【見直し後】

（1）所要時間 9時間以上10時間未満の場合	100単位/日
（2）所要時間10時間以上11時間未満の場合	200単位/日
（3）所要時間11時間以上12時間未満の場合	300単位/日
（4）所要時間12時間以上	400単位/日

④ 食事提供加算の見直し

- 通所系サービスにおける食事提供加算について栄養面を評価しつつ経過措置を延長【令和9年3月31日まで延長】
 【現行】収入が一定額以下の利用者に対して、事業原則として当該施設内の調理室を使用して、食事の提供を行った場合に所定単位数を加算する
 【見直し後】現行の要件に加え、①管理栄養士等が献立作成に関与または献立の確認を行い、②利用者ごとの摂食量の記録、③利用者ごとの体重の記録を行った場合に、所定単位数を加算する

21

医療的ケア児の成人期への移行にも対応した医療的ケアの体制の充実等

サービス名	項目	改定概要
生活介護	常勤看護職員等加配加算の見直し	医療的ケア児の成人期への移行にも対応した体制を整備するため、常勤看護職員等配置加算について、看護職員の配置人数に応じた評価に見直し。 【見直し後】定員が11人以上20人以下 28単位/日 × 常勤換算員数 等
	人員配置体制加算の拡充	医療的ケアが必要な者など、重度の障害者に対する体制を整備するため、より手厚く人員を配置した場合の評価の拡充。 【見直し後】定員20人以下、従業者1.5:1以上 321単位/日 等
	喀痰吸引等実施加算【新設】	登録特定行為事業者の認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を実施した場合の加算を創設 【新設】30単位/日
	入浴支援加算【新設】	医療的ケアが必要な者等への入浴支援を提供した場合の加算の創設。 【新設】80単位/日
	基本報酬の見直し （主に重症心身障害児者対応の多機能型事業所）	重症心身障害児者対応の多機能型事業所にも配慮した利用定員規模別の報酬設定を行うため、5人以下、6～10人以下の区分を創設。 【新設】定員5人以下・区分6・所要時間7時間以上8時間未満の場合 1,672単位/日 等
障害者支援施設	夜間看護体制加算の見直し	入所者への医療的ケアの対応状況を踏まえ、看護職員の配置人数に応じた評価に見直し。 【見直し後】60単位/日+35単位/日 × 1を超えて配置した人数
	通院支援加算【新設】	医療的ケアが必要な者等が医療機関に通院する頻度が高くなっているため、通院に係る支援を実施した場合の加算を創設。 【新設】17単位/日
短期入所	福祉型強化短期入所の類型の追加【新設】	医療的ケア児者の入浴支援等、日中のみの支援ニーズに応えるサービス類型を創設。 【新設】福祉型強化特定短期入所サービス費（Ⅱ）（障害児向け） 区分3 977単位/日 等
	医療的ケア対応支援加算及び重度障害児・障害者対応支援加算の対象の拡充	福祉型短期入所サービスについて、医療的ケア児者を受け入れて対応している場合や、区分5・6以上を多く受け入れている場合に、医療的ケア対応支援加算及び重度障害児・障害者対応支援加算の対象とするよう見直し。 医療的ケア対応支援加算 120単位/日、重度障害児・障害者対応支援加算 30単位/日
	医療型短期入所受入前支援加算【新設】	医療型短期入所サービスの利用を希望する医療的ケア児者に対して、利用する前から、事前に自宅へ訪問し、医療的ケアの手技等を確認した上で、新たに受け入れた場合の加算を創設。 【新設】1,000単位/日（1回を限度）
	緊急短期入所受入加算の単位数の見直し	短期入所における緊急時の受け入れについて、緊急時の受入体制構築を適切に評価する観点から緊急短期入所受入加算による評価を見直し。 【見直し後】福祉型 270単位/日、医療型 500単位/日
	指定申請書類の簡略化	医療型短期入所サービスの指定申請において、介護老人保健施設の指定申請で提出している書類と同様の内容の書類がある場合、省略可能とするよう見直し。

22

障害者支援施設における地域移行を推進するための取組

- 障害者支援施設から地域生活への移行を推進するため、運営基準の見直しや、報酬の見直し・拡充を行う。

① 運営基準の見直し（地域移行及び施設外の日中サービス利用の意向を確認）

- すべての施設入所者に対して、地域生活への移行に関する意向や施設外の日中活動系サービスの利用の意向について確認し、本人の希望に応じたサービス利用になるようにしなければならないことを規定。
- また、以下の①、②の体制の整備を令和6年度から努力義務化。令和8年度から義務化するとともに、未対応の場合は減算の対象とする。
 - ① 地域移行及び施設外の日中サービスの意向確認を行う担当者を選任すること
 - ② 意向確認の記録や意向を踏まえた個別支援計画を作成することなど、意向確認のマニュアルを作成していること

【新設】
地域移行等意向確認体制未整備減算 5 単位/日

② 基本報酬の見直し

- 利用定員の変更をやすくするため、基本報酬の利用定員ごとの報酬設定を、10人ごとに設定。

【現行】

利用定員	区分6	区分5	区分4	区分3	区分2以下
40人以下	459単位	387単位	312単位	236単位	171単位
41人以上 60人以下	360単位	301単位	239単位	188単位	149単位
61人以上 80人以下	299単位	251単位	201単位	165単位	135単位
81人以上	273単位	226単位	181単位	149単位	128単位

【見直し後】

利用定員	区分6	区分5	区分4	区分3	区分2以下
40人以下	463単位	392単位	316単位	239単位	174単位
41人以上 50人以下	362単位	303単位	240単位	189単位	150単位
51人以上 60人以下	355単位	297単位	235単位	185単位	147単位
61人以上 70人以下	301単位	252単位	202単位	166単位	137単位
71人以上 80人以下	295単位	247単位	198単位	163単位	133単位
81人以上	273単位	225単位	181単位	150単位	129単位

③ 地域生活への移行を推進するための評価の拡充

- 地域移行に向けた動機付け支援として、グループホーム等の見学や食事利用、地域活動への参加等を行った場合の評価の拡充。
 - 【新設】地域移行促進加算（Ⅱ） 60単位/日
- 前年度において障害者支援施設から地域へ移行し、6か月以上地域での生活が継続している者が1名以上いる場合かつ入所定員を1名以上減らした実績を評価する加算を創設。
 - 【新設】地域移行支援体制加算 例：利用定員が41人以上50人以下、区分6の場合 9単位/日
- 送迎加算について、障害者支援施設と隣接していない日中活動系の事業所への送迎した場合には、施設入所者を加算の対象とするよう見直し。

23

グループホームから希望する一人暮らし等に向けた支援の充実

① グループホーム入居中における一人暮らし等に向けた支援の充実

- 【現行】自立生活支援加算 500単位/回 * 入居中2回、退居後1回を限度
- 【見直し後】（新設）**自立生活支援加算（Ⅰ） 1,000単位/月** * 6ヶ月。個別支援計画を見直した上で支援を実施。介護サービス包括型、外部サービス利用型が対象。
（現行）自立生活支援加算（Ⅱ） 500単位/回 * 入居中2回、退居後1回を限度。日中サービス支援型対象
（新設）**自立生活支援加算（Ⅲ） 80単位/日** * 移行支援住居。3年間。介護サービス包括型、外部サービス利用型において、共同生活住居単位で実施。
- ※ 利用者がグループホームの継続的な利用を希望している場合や意思の表明が十分に確認できていない場合、事業所や支援者の都合による場合等については、加算の対象外。
- 【新設】**ピアサポート実施加算 100単位/月** * 自立支援加算（Ⅲ）に加算
- 【新設】**居住支援連携体制加算 35単位/月、地域居住支援体制強化推進加算 500単位/回**（月1回を限度） * 自立支援加算（Ⅰ）に加算
* 移行支援住居の入居者については、自立支援加算（Ⅲ）として一括して評価。

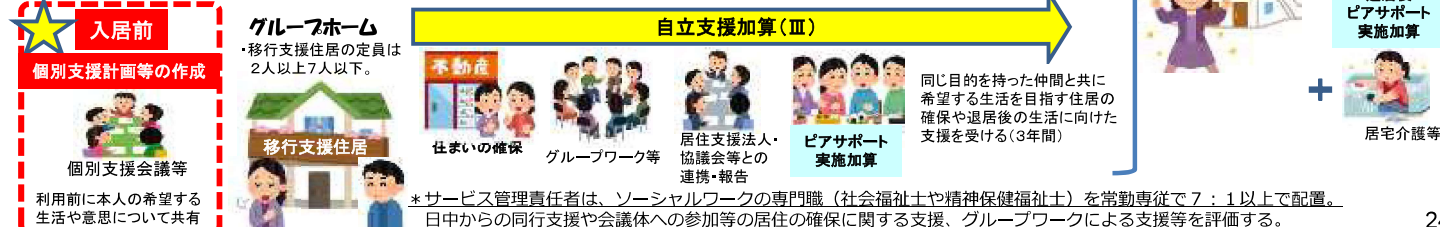
② グループホーム退居後における支援の評価

- 【新設】**退居後共同生活援助サービス費・退居後外部サービス利用型共同生活援助サービス費 2,000単位/月** * 退居後3ヶ月 自立支援加算（Ⅰ）又は（Ⅲ）を算定した者が対象。
- 【新設】**退居後ピアサポート実施加算 100単位/月** * 退居後共同生活援助サービス費、退居後外部サービス利用型共同生活援助サービス費に加算

1. グループホーム入居中に一人暮らし等を希望した利用者に対する支援



2. グループホーム入居前から一人暮らし等を希望する利用者に対する支援



共同生活援助における支援の実態に応じた報酬の見直し

① 強度行動障害を有する者の受入体制の強化

- 受入体制を強化するため、重度障害者支援加算の評価を拡充するとともに、利用者の状態や環境の変化に適応するための初期のアセスメント等の評価を新設する。

【拡充】 重度障害者支援加算（Ⅰ）：（受入）360単位/日	* 行動関連項目18点以上の者を受入れ、要件を満たした場合、さらに+150単位/日
【新設】（初期）500単位/日	* 180日間を限度。行動関連項目18点以上の利用者の場合、さらに+200単位/日
【拡充】 重度障害者支援加算（Ⅱ）：（受入）180単位/日	* 行動関連項目18点以上の者を受入れ、要件を満たした場合、さらに+150単位/日
【新設】（初期）400単位/日	* 180日間を限度。行動関連項目18点以上の利用者の場合、さらに+200単位/日



② 基本報酬区分の見直し等

- 障害支援区分ごとの基本報酬について、重度障害者の受入れなどサービスの支援内容や経営の実態等を踏まえて見直す。
○ 世話人の配置基準に応じた基本報酬区分を改め、サービスの提供時間の実態に応じて加算する報酬体系へと見直す。

介護サービス包括型の例（世話人の配置6：1以上）

【現行】 共同生活援助サービス費（Ⅲ）	区分6：583単位	区分5：467単位	区分4：387単位	区分3：298単位	区分2：209単位	区分1以下：170単位（単位/日）
【見直し後】 共同生活援助サービス費（Ⅰ）	区分6：600単位	区分5：456単位	区分4：372単位	区分3：297単位	区分2：188単位	区分1以下：171単位（単位/日）



特定従業者数換算方法（週40時間で換算）で利用者の数に対して一定以上の世話人又は生活支援員が加配されている事業所に対して加算する。

【新設】 人員配置体制加算（Ⅰ）	区分4以上	83単位/日	区分3以下	77単位/日	* 特定従業者数換算方法で12：1以上の世話人等を加配
人員配置体制加算（Ⅱ）	区分4以上	33単位/日	区分3以下	31単位/日	* 特定従業者数換算方法で30：1以上の世話人等を加配

人員配置 体制加算	+	各種 加算
新基本 報酬		各種 加算

③ 日中支援加算の見直し

- 日中支援加算（Ⅱ）について、支援を提供した初日から評価を行うなどの支援の実態に応じた見直しを実施する。

【現行】 支援の3日目から算定可	
【見直し後】 支援の初日から算定可	* 介護サービス包括型及び外部サービス利用型を対象とし、日中サービス支援型は当該加算の対象外とする。



④ 個人単位の居宅介護等の利用の特例的取扱い

- 令和6年3月31日までとされている重度障害者の個人単位の居宅介護等の利用については、重度障害者の受入体制の確保の観点から、特例的取扱いを延長する。
その上で、居宅介護等を8時間以上利用する場合については、所定単位数の100分の95に相当する単位数を算定する。

共同生活援助における支援の質の確保（地域との連携）

- 障害者部会報告書において、
- ・ 障害福祉サービスの実績や経験があまりない事業者の参入により、障害特性や障害程度を踏まえた支援が適切に提供されないといった支援の質の低下が懸念される。
 - ・ 居住や生活の場であり、運営が閉鎖的になるおそれのあるサービス類型については、地域の関係者を含む外部の目を定期的に入れることが、事業運営の透明性を高め、一定の質の確保につながるものと考えられ、介護分野の運営推進会議を参考とした仕組みを導入することが有効と考えられる。
- との指摘があった。
- これを踏まえ、運営基準において、各事業所に地域連携推進会議を設置して、地域の関係者を含む外部の目（又は第三者による評価）を定期的に入れる取組を義務づける。（施設入所支援も同様）

＜＜地域との連携等【新設】＞＞

- ① 利用者及びその家族、地域住民の代表者、共同生活援助について知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される地域連携推進会議を開催し、おおむね1年に1回以上、運営状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。
- ② 会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、会議の構成員が事業所を見学する機会を設けなければならない。
- ③ ①の報告、要望、助言等についての記録を作成し、これを公表する。

- ※ 外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として都道府県知事が定めるものを講じている場合には、適用しない。
- ※ 日中サービス支援型における協議会への報告義務は、これまでと同様。
- ※ 上記規定は、令和6年度から努力義務化、令和7年度から義務化。



自立生活援助・地域移行支援・地域定着支援の充実

① 対象者の明確化（自立生活援助、地域定着支援）

- 同居する家族に疾病、障害等のない場合でも、本人の生活環境が大きく変わるタイミングなどに手厚い支援が必要となる場合に、サービスが利用できる対象者を明確化する。

② 基本報酬の見直し（自立生活援助、地域移行支援、地域定着支援）

- 障害者の地域移行の推進や経営の実態等を踏まえ、基本報酬を見直す。
- 効果的な支援の提供が可能と認められる場合には、月1回の訪問に加えて、テレビ電話等を活用した支援が可能となるよう、サービス提供の方法を弾力化するとともに、支援の実態に応じた基本報酬区分を新設する。

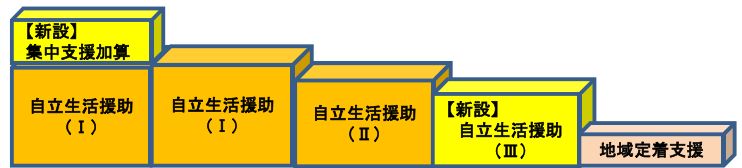
自立生活援助	【現 行】	自立生活援助サービス費（Ⅰ）1,558単位/月（30人未満）	1,090単位/月（30人以上）
		自立生活援助サービス費（Ⅱ）1,166単位/月（30人未満）	817単位/月（30人以上）
	【見直し後】	自立生活援助サービス費（Ⅰ） 1,566 単位/月（30人未満）	1,095 単位/月（30人以上）
		自立生活援助サービス費（Ⅱ） 1,172 単位/月（30人未満）	821 単位/月（30人以上）
	【新 設】	自立生活援助サービス費（Ⅲ） 700単位/月 * 居宅への訪問とテレビ電話等を活用した支援をそれぞれ月1回ずつ以上で算定	
地域移行支援	【現 行】	地域移行支援サービス費（Ⅰ）3,504単位/月	（Ⅱ）3,062単位/月、（Ⅲ）2,349単位/月
	【見直し後】	地域移行支援サービス費（Ⅰ） 3,613 単位/月	（Ⅱ） 3,157 単位/月 （Ⅲ） 2,422 単位/月
地域定着支援	【現 行】	・体制確保費 306単位/月 緊急時支援費（Ⅰ）712単位/日 緊急時支援費（Ⅱ）95単位/日	
	【見直し後】	・体制確保費 315 単位/月 緊急時支援費（Ⅰ） 734 単位/日 緊急時支援費（Ⅱ） 98 単位/日	

③ 集中的な支援の評価（自立生活援助）

- 利用者の支援の必要性に応じて、おおむね週1回を超えて訪問による支援を集中的に実施した事業所に対する加算を新設する。

【新設】集中支援加算 **500単位/月**

* 自立生活援助サービス費（Ⅰ）において、月6回以上の訪問による支援を実施した場合に加算



④ サービス提供体制の推進（自立生活援助）

- 併設する相談支援事業所において、地域相談支援の業務に従事する相談支援専門員を配置することで、自立生活援助事業所のサービス管理責任者とみなすことができるよう、人員基準を見直す。
- サービス管理責任者を常勤専従で自立生活援助事業所に配置する場合には、配置基準を60：1とする。
- 多様な事業主体の参入を促す観点から、現行、一定の要件を満たす障害福祉サービス事業者等に限定されている実施主体に係る要件を廃止する。

27

地域における自立した生活を送るための機能訓練・生活訓練の充実等

① 社会生活の自立度評価指標（SIM）の活用と報酬上の評価（機能訓練、生活訓練）※宿泊型自立訓練を除く

- 標準化された支援プログラムの実施と社会生活の自立度評価指標（SIM）に基づく効果測定を行い、これらの内容を公表している事業所を評価する。

機能訓練	【一部新設】	リハビリテーション加算（Ⅰ） 48単位/日	* 頭頸損傷による四肢麻痺等の状態にある者又は現行の要件に加えてSIMを活用して評価を実施等した場合
生活訓練	【一部新設】	個別計画訓練加算（Ⅰ） 47単位/日	* 現行の要件に加えてSIMを活用して評価を実施等した場合

② 基本報酬の見直し（生活訓練）

- 障害者の地域移行の推進や経営の実態等を踏まえ、基本報酬を見直す。

生活訓練サービス費（Ⅰ）（例：利用定員が20人以下の場合）	【現行】748単位/日	【見直し後】 776 単位/日
生活訓練サービス費（Ⅱ）（例：視覚障害者に対する専門的訓練の場合）	【現行】750単位/日	【見直し後】 779 単位/日 * 機能訓練も同様
生活訓練サービス費（Ⅲ）（例：利用期間が2年間以内の場合）	【現行】271単位/日	【見直し後】 281 単位/日



③ ピアサポートの専門性の評価（機能訓練、生活訓練）※宿泊型自立訓練を除く

- 利用者の自立に向けた意欲の向上や、地域生活を続ける上での不安の解消等に資する観点から、ピアサポートの専門性を評価する。

【新規】ピアサポート実施加算 **100単位/月**



④ 支援の実態に応じた報酬の見直し（宿泊型自立訓練）

- 日中支援加算について、支援を提供した初日から評価する。

【現 行】	支援の 3日目 から算定可
【見直し後】	支援の 初日 から算定可

⑤ リハビリテーション職の配置基準の見直し（機能訓練）

- 人員配置基準を見直し、看護職員、理学療法士と作業療法士の他に言語聴覚士を加える。（生活介護も同様）

⑥ 提供主体の拡充（機能訓練）

- 病院及び診療所並びに通所リハビリテーション事業所において、共生型サービス又は基準該当サービスの提供を可能とする。

高次脳機能障害を有する者への支援に対する評価

- 高次脳機能障害に関する研修を受講した常勤の相談支援専門員を配置する相談支援事業所を評価する。

【新設】高次脳機能障害支援体制加算（Ⅰ）	60単位/日 * 対象者あり
高次脳機能障害支援体制加算（Ⅱ）	30単位/日 * 対象者なし

- 高次脳機能障害を有する利用者が一定数以上であって、専門性を有する職員が配置されている通所サービスや居住サービスを評価する。

【新設】高次脳機能障害者支援体制加算 **41単位/日**



就労移行支援事業の安定的な事業実施



就労移行支援事業所の利用定員規模の見直し

- 利用定員規模を見直し、定員10名以上からでも実施可能とする。

支援計画会議実施加算の見直し

- 地域の就労支援機関等と連携して行う支援計画会議の実施を促進する観点から、会議前後にサービス管理責任者と情報を共有することを条件に、サービス管理責任者以外の者が出席する場合でも加算の対象とする。
- この加算は地域の就労支援機関等と連携することにより、地域のノウハウを活用し支援効果を高めていく取組であることから、名称を「地域連携会議実施加算」に変更する。

【現行】

【支援計画会議実施加算】583単位／回
(1月につき1回かつ1年につき4回を限度)

- ・ 算定に当たっては、サービス管理責任者の会議参加が必須。



【見直し後】

【地域連携会議実施加算】(Ⅰ) 583単位／回

- ・ 算定に当たっては、サービス管理責任者の会議参加が必須。

【地域連携会議実施加算】(Ⅱ) 408単位／回

- ・ 利用者の状況を把握し、支援計画に沿った支援を行う職業指導員、生活支援員又は就労支援員等が会議に参加し、会議の前後にサービス管理責任者に情報を共有した場合に算定。

※算定は(Ⅰ)(Ⅱ)合わせて1月につき1回かつ1年につき4回を限度とする。

29

就労継続支援 A 型の生産活動収支の改善と効果的な取組の評価

スコア方式による評価項目の見直し

- 経営状況の改善や一般就労への移行等を促すため、スコア方式による評価項目を以下のように見直し。
 - ・ 労働時間の評価について、平均労働時間が長い事業所の点数を高く設定する。
 - ・ 生産活動の評価について、生産活動収支が資金総額を上回った場合には加点、下回った場合には減点する。
 - ・ 「生産活動」のスコア項目の点数配分を高くするなど、各評価項目の得点配分の見直しを行う。
 - ・ 利用者が一般就労できるよう知識及び能力の向上に向けた支援の取組を行った場合について新たな評価項目を設ける。
 - ・ 経営改善計画書未提出の事業所及び数年連続で経営改善計画書を提出しており、指定基準を満たすことができていない事業所への対応として、新たにスコア方式に経営改善計画に基づく取組を行っていない場合の減点項目を設ける。

【現行】

評価指標		判定スコア
労働時間	1日の平均労働時間により評価	5点～80点で評価
生産活動	前年度及び前々年度における生産活動収支の状況により評価	5点～40点で評価
多様な働き方	利用者が多様な働き方を実現できる制度の整備状況とその活用実績により評価	0点～35点で評価
支援力向上	職員のキャリアアップの機会を組織として提供している等、支援力向上に係る取組実績により評価	0点～35点で評価
地域連携活動	地元企業と連携した高付加価値の商品開発、施設外就労等により働く場の確保等地域と連携した取組実績により評価	0点～10点で評価

【見直し後】

評価指標		判定スコア
労働時間	1日の平均労働時間により評価	5点～90点で評価
生産活動	前年度、前々年度及び前々々年度における生産活動収支の状況により評価	－20点～60点で評価
多様な働き方	利用者が多様な働き方を実現できる制度の整備状況により評価	0点～15点で評価
支援力向上	職員のキャリアアップの機会を組織として提供している等、支援力向上に係る取組実績により評価	0点～15点で評価
地域連携活動	地元企業と連携した高付加価値の商品開発、施設外就労等により働く場の確保等地域と連携した取組実績により評価	0点～10点で評価
経営改善計画	経営改善計画の作成状況により評価	－50点～0点で評価
利用者の知識及び能力向上	利用者の知識及び能力の向上のための支援の取組状況により評価	0点～10点で評価

30

就労継続支援B型の工賃向上と効果的な取組の評価

平均工賃の水準に応じた報酬体系の見直し

- 平均工賃月額に応じた報酬体系について、平均工賃月額が高い区分の基本報酬の単価を上げ、低い区分の単価を下げる。
- 「利用者の就労や生産活動等への参加等」をもって一律に評価する報酬体系について、収支差率を踏まえた基本報酬の設定。
- 多様な利用者への対応を行う事業所について、さらなる手厚い人員配置ができるよう、新たに人員配置「6：1」の報酬体系を創設。

(1)「平均工賃月額」に応じた報酬体系

平均工賃月額	高工賃の事業所 を更に評価	基本報酬	加算
4.5万円以上	↑ 単価 ↓ 単価	従業員配置 6：1（新設） 定員20人以下の場合	
3.5万円以上4.5万円未満		平均工賃月額	基本報酬
3万円以上3.5万円未満		4.5万円以上	837単位/日
2.5万円以上3万円未満		3.5万円以上4.5万円未満	805単位/日
2万円以上2.5万円未満		3万円以上3.5万円未満	758単位/日
1.5万円以上2万円未満		2.5万円以上3万円未満	738単位/日
1万円以上1.5万円未満		2万円以上2.5万円未満	726単位/日
1万円未満		1.5万円以上2万円未満	703単位/日
		1万円以上1.5万円未満	673単位/日
		1万円未満	590単位/日
		+	
		【目標工賃達成加算】（新設）10単位/日 目標工賃達成指導員配置加算を算定している事業所が、工賃向上計画に基づき、工賃が実際に向上した場合の評価。	
		重度者支援体制加算（現行） 22～56単位/日	

(2)「利用者の就労や生産活動等への参加等」をもって一律に評価する報酬体系

従業員配置 7.5：1	定員20人以下の場合
定員	基本報酬
20人以下	【現行】 556単位/日 【見直し後】 530単位/日
	+
従業員配置 6：1（新設）	定員20人以下の場合
定員	基本報酬
20人以下	584単位/日
	+
ピアサポート実施加算（現行）	100単位/月
地域協働加算（現行）	30単位/日
重度者支援体制加算（現行）	22～56単位/日
	+
【短時間利用減算】（新設）	所定単位数の70%算定
	利用時間が4時間未満の利用者が全体の5割以上である場合（個別支援計画で一般就労等に向けた利用時間延長のための支援が位置付けられ、実際に支援を実施した場合、又は短時間利用となるやむを得ない理由がある場合は利用者数の割合の算定から除外）

平均工賃月額の算定方法の見直し

- 障害特性等により、利用日数が少ない方を多く受け入れる場合があることを踏まえ、平均利用者数を用いた新しい算定式を導入する。

【現行】

○ 前年度の平均工賃月額の算定方法は以下のとおり。
 ア 前年度における各月の工賃支払対象者の総数を算出
 イ 前年度に支払った工賃総額を算出
 ウ 工賃総額(イ)÷工賃支払対象者の総数(ア)により1人当たり平均工賃月額を算出
 ※ただし、障害基礎年金1級受給者が半数以上いる場合は、算出した平均工賃月額に2千円を加えた額を報酬算定時の平均工賃月額とする。

【見直し後】

【新算定式】

年間工賃支払総額 ÷ (年間延べ利用者数 ÷ 年間開所日数) ÷ 12 月

※ 上記算定式の導入に伴い、現行算定方式における除外要件は廃止

31

就労定着支援の充実

基本報酬の設定等

- **実施主体の追加**
 - ・ 障害者就業・生活支援センター事業を行う者を追加する。
- **就労移行支援事業所等との一体的な実施**
 - ・ 本体施設のサービス提供に支障がない場合、就労移行支援事業所の職業指導員等の直接処遇職員が就労定着支援に従事した勤務時間を、就労定着支援員の常勤換算上の勤務時間に含める。
- **就労定着率のみを用いた報酬体系**
 - ・ 利用者数と就労定着率に応じた報酬体系ではなく、就労定着率のみに応じた報酬体系とする。

【現行】

利用者数	就労定着率
20人以下	9割5分以上
21人以上40人以下	9割以上9割5分未満
	8割以上9割未満
	7割以上8割未満
	5割以上7割未満
41人以上	3割以上5割未満
	3割未満

【見直し後】 ※利用者数は加味せず

就労定着率
9割5分以上
9割以上9割5分未満
8割以上9割未満
7割以上8割未満
5割以上7割未満
3割以上5割未満
3割未満

【支援体制構築未実施減算】 【新設】 所定単位数の90%算定

就労定着支援終了にあたり、企業による職場でのサポート体制や職場定着に向けた生活面の安定のための支援が実施されるよう、適切な引き継ぎのための体制を構築していない場合について、減算する。

定着支援連携促進加算の見直し

- 地域の就労支援機関等と連携して行うケース会議の実施を促進する観点から、会議前後にサービス管理責任者と情報を共有することを条件に、サービス管理責任者以外の者が出席する場合でも加算の対象とする。
- この加算は地域の就労支援機関等と連携することにより、地域のノウハウを活用し支援効果を高めていく取組であることから、名称を「地域連携会議実施加算」に変更する。

【現行】

【定着支援連携促進加算】 579単位/回
 (1月につき1回かつ1年につき4回を限度)

・ 算定に当たっては、サービス管理責任者の会議参加が必須。

【見直し後】

【地域連携会議実施加算】 (Ⅰ) 579単位/回

・ 算定に当たっては、サービス管理責任者の会議参加が必須。

【地域連携会議実施加算】 (Ⅱ) 405単位/回

・ 利用者の状況を把握し、支援計画に沿った支援を行う就労定着支援員が会議に参加し、会議の前後にサービス管理責任者に情報を共有した場合に算定。

※算定は(Ⅰ)(Ⅱ)合わせて1月につき1回かつ1年につき4回を限度とする。



新たに創設される就労選択支援の円滑な実施①

- 障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する就労選択支援を創設する。（令和7年10月1日施行）

対象者

- 就労移行支援又は就労継続支援を利用する意向を有する者及び現に就労移行支援又は就労継続支援を利用している者
- 令和7年10月以降、就労継続支援B型の利用申請前に、原則として就労選択支援を利用する。また、新たに就労継続支援A型を利用する意向がある者及び就労移行支援における標準利用期間を超えて利用する意向のある者は、支援体制の整備状況を踏まえつつ、令和9年4月以降、原則として就労選択支援を利用する。

基本報酬の設定等

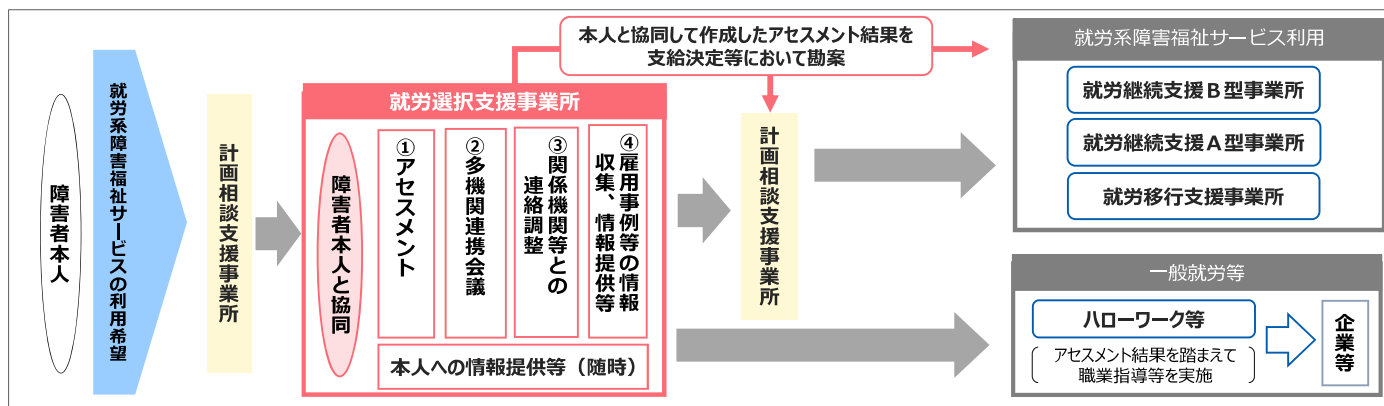
- 就労選択支援サービス費 1210単位/日
 - 特定事業所集中減算 200単位/月
- 正当な理由なく、就労選択支援事業所において前6月間に実施したアセスメントの結果を踏まえて利用者が利用した指定就労移行支援、指定就労継続支援A型又は指定就労継続支援B型のそれぞれの提供総数のうち、同一の事業者によって提供されたものの占める割合が100分の80を超えている場合について、減算する。

支給決定期間

- 原則1ヶ月 1ヶ月以上の時間をかけた継続的な作業体験を行う必要がある場合は、2ヶ月の支給決定を行う。

基本プロセス

- 短期間の生産活動等を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに就労に関する意向等整理（アセスメント）を実施。
- アセスメント結果の作成に当たり、利用者及び関係機関の担当者等を招集して多機関連携会議を開催し、利用者の就労に関する意向確認を行うとともに担当者等に意見を求める。
- アセスメント結果を踏まえ、必要に応じて関係機関等との連絡調整を実施。
- 協議会への参加等による地域の就労支援に係る社会資源や雇用事例等に関する情報収集、利用者への進路選択に資する情報提供を実施。



33

新たに創設される就労選択支援の円滑な実施②

実施主体

- 就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去3年以内に3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものや、これらと同等の障害者に対する就労支援の経験及び実績を有すると都道府県知事が認める以下のような事業者を実施主体とする。

就労移行支援事業所、就労継続支援事業所、障害者就業・生活支援センター事業の受託法人、自治体設置の就労支援センター、人材開発支援助成金（障害者職業能力開発コース）による障害者職業能力開発訓練事業を行う機関等

- 就労選択支援事業者は、協議会への定期的な参加、公共職業安定所への訪問等により、地域における就労支援に係る社会資源、雇用に関する事例等に関する情報の収集に努めるとともに、利用者に対して進路選択に資する情報を提供するように努めることとする。

従事者の人員配置・要件

- 就労選択支援員 15:1以上
 - ・ 就労選択支援員は就労選択支援員養成研修の修了を要件とする。
 - ※ 経過措置として、就労選択支援員養成研修開始から2年間は基礎的研修又は基礎的研修と同等以上の研修の修了者を就労選択支援員とみなす。
 - ・ 就労選択支援員養成研修の受講要件としては、基礎的研修を修了していることや就労支援に関して一定の経験を有していることを要件とする。
 - ※ 基礎的研修の実施状況を踏まえ、当面の間（令和9年度末までを想定）は、現行の就労アセスメントの実施等について一定の経験を有し、基礎的研修と同等以上の研修の修了者でも受講可能とする。
 - ・ 就労選択支援は短時間のサービスであることから、個別支援計画の作成は不要とし、サービス管理責任者の配置は求めないこととする。

特別支援学校における取扱い

- より効果的な就労選択に資するアセスメントを実施するため、特別支援学校高等部の3年生以外の各学年で実施できること、また、在学中に複数回実施することを可能とする。加えて、職場実習のタイミングでの就労選択支援も実施可能とする。



相談支援の質の向上や提供体制を整備するための方策

①基本報酬等の充実（算定要件の見直しと単位数の引き上げ）

- 支援の質の高い相談支援事業所の整備を推進するため、算定要件を追加(※)した上で、**基本報酬を引き上げ**
※「協議会への定期的な参画」及び「基幹相談支援センターが行う地域の相談支援体制の強化の取組への参画」を要件に追加

報酬区分	常勤専従の相談支援専門員数	サービス利用支援費 ※	
		現行	報酬引き上げ
機能強化（Ⅰ）	4名以上	1,864単位	2,014単位
機能強化（Ⅱ）	3名以上	1,764単位	1,914単位
機能強化（Ⅲ）	2名以上	1,672単位	1,822単位
機能強化（Ⅳ）	1名以上	1,622単位	1,672単位
機能強化なし		1,522単位	1,572単位

- ※1 継続サービス利用支援費、(継続)障害児支援利用援助費も同様に引き上げ
※2 複数事業所の協働による機能強化型報酬の対象事業所の追加
「地域生活支援拠点等を構成する事業所」に加えて、「地域生活支援拠点等に係る関係機関との連携体制を確保し、協議会に定期的に参画する事業所」を追加

●主任相談支援専門員加算

地域の相談支援の中核的な役割を担う相談支援事業所であって、地域の相談支援事業所に助言指導を行う場合に更に評価。

現行	改正後
100単位	(新) 300単位（中核的な役割を担う相談支援事業所の場合） 100単位（上記以外）

- 地域体制強化共同支援加算(支援困難事例等の課題の協議会への報告)算定対象事業所を追加(※2と同じ)

②医療等の多機関連携のための加算の拡充等

- 医療等の多機関連携のための各種加算について、加算の対象となる場面や業務、連携対象の追加(訪問看護事業所)、算定回数などの評価の見直しを行う。

面談・会議	通院同行	情報提供
・医療機関、保育、教育機関等との面談・会議	・利用者の通院に同行し、必要な情報提供を実施	・関係機関に対して文書により情報提供を実施

加算名	算定場面	現行	改正後
医療・保育・教育機関等連携加算	面談・会議	100単位	計画作成月： 200単位 モニタリング月： 300単位
	(新) 通院同行	—	300単位
	(新) 情報提供	—	150単位
集中支援加算	訪問、会議開催、参加	各300単位	同左
	(新) 通院同行	—	300単位
	(新) 情報提供	—	150単位
その他加算	訪問	200・300単位	300単位
	情報提供	100単位	150単位

※通院同行は各病院1回最大3回、情報提供は病院・それ以外で各1回算定可

●要医療児者支援体制加算等

医療的ケアを必要とする障害児者等を支援する事業所を更に評価。

加算名	現行	改正後
要医療児者支援体制加算	35単位	対象者あり：60単位 対象者なし：30単位
行動障害支援体制加算		
精神障害者支援体制加算		
(新) 高次脳機能障害者支援体制加算	—	—

- 支給決定に際して市町村に提出された医師意見書について、本人の同意を得た上で、相談支援事業所がサービス等利用計画案の作成に活用できる旨周知。

③相談支援人材の確保及びICTの活用について

- 市町村毎のセルフプラン率等について国が公表見える化した上で、今後、自治体の障害福祉計画に基づく相談支援専門員の計画的な養成等を促す方策を講じる。
- 機能強化型事業所で主任相談支援専門員の指導助言を受ける体制が確保されている場合、常勤専従の社会福祉士・精神保健福祉士を「相談支援員」として配置可。
- 居宅訪問が要件の加算について、一部オンラインでの面接を可能とする。
- 離島等の地域において(継続)サービス利用支援の一部オンラインでの面接を可能とするとともに、居宅や事業所等の訪問を要件とする加算を上乗せ等を認める。35

1. 児童発達支援センターの機能強化等による地域の支援体制の充実

- 児童発達支援センターを中核に、身近な地域でニーズに応じた必要な発達支援が受けられる体制整備を進めるとともに、地域の障害児支援体制の充実を図る
(①障害特性に関わらず身近な地域で支援を受けられる体制の整備 ②児童発達支援センターの機能・運営の強化)

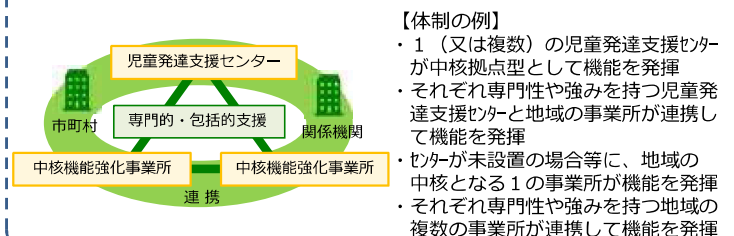
①障害特性に関わらず身近な地域で支援を受けられる体制の整備

- 児童発達支援センターの基準・基本報酬**について、福祉型・医療型の類型を一元化するとともに、福祉型における3類型(障害児、難聴児、重症心身障害児)の区分も一元化
 - ・一元化後の新たな基準・基本報酬は、現行の福祉型(障害児)を基本に設定
 - ・児童発達支援センターが治療を併せて行う場合には、旧医療型で求めていた医療法に規定する診療所に必要とされる基準を求める
 - ・3年(令和9年3月31日までの間)の経過措置期間を設け、この間、一元化前の旧基準に基づく人員・設備等による支援を可能とする。この場合に算定する基本報酬・加算について、現行の基本報酬と今回の報酬改定の内容を踏まえて設定

②児童発達支援センターの機能・運営の強化

- 専門人材を配置して地域の関係機関と連携した支援の取組を進めるなど、4つの機能(※)を発揮して地域の障害児支援の中核的役割を担う児童発達支援センターについて、中核拠点型と位置付けて、体制や取組に応じて段階的に評価(**中核機能強化加算**)
 - (※)①幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能
 - ②地域の障害児支援事業所に対するスーパーバイザー・コンサルテーション機能
 - ③地域のインクルージョンの中核機能
 - ④地域の発達支援に関する入口としての相談機能
- 児童発達支援センターが未設置の地域等において、センター以外の事業所が中核的な役割を担う場合に評価(**中核機能強化事業所加算**)

児童発達支援センター等を中核とした地域の支援体制の整備・強化



児童発達支援センター（中核拠点型）

新設《中核機能強化加算》22～155単位/日

※市町村が地域の障害児支援の中核拠点として位置付ける児童発達支援センターにおいて、専門人材を配置して、自治体や地域の障害児支援事業所・保育所等を含む関係機関等との連携体制を確保しながら、こどもと家族に対する専門的な支援・包括的な支援の提供に取り組んだ場合

体制・取組要件	加算
(Ⅰ) イ+ロ+ハ全てに適合 55～155単位/日	ハ 多職種連携による専門的な支援体制・取組 (保育士・児童指導員、PT、OT、ST、心理、看護等)
(Ⅱ) イ+ロ 44～124単位/日	ロ 障害児支援の専門人材の配置・取組 (障害特性を踏まえた専門的支援・チーム支援、人材育成等)
(Ⅲ) イ又はロ 22～62単位/日	イ 地域支援や支援のコーディネーターの専門人材の配置・取組 (関係機関連携・インクルージョンの推進等)

- 地域における中核機関としての体制・取組**
 - ・市町村との連携体制、幅広い発達段階に対応する体制、インクルージョン推進体制、相談支援体制等の確保、取組内容の公表、外部評価の実施、職員研修の実施等

児童発達支援事業所・放課後等デイサービス（中核機能強化事業所）

新設《中核機能強化事業所加算》75～187単位/日

※市町村が地域の障害児支援の中核拠点として位置付ける事業所において、専門人材を配置して、自治体や地域の関係機関等との連携体制を確保しながら、こどもと家族に対する専門的な支援・包括的な支援の提供に取り組んだ場合

2. 質の高い発達支援の提供の推進①

- 適切なアセスメントとこどもの特性を踏まえた総合的な支援・専門的な支援や関係機関との連携強化等を進め、個々の特性や状況に応じた質の高い発達支援の提供を推進する

(①総合的な支援の推進と特定領域への支援の評価等 ②関係機関との連携の強化 ③将来の自立等に向けた支援の充実、④その他)

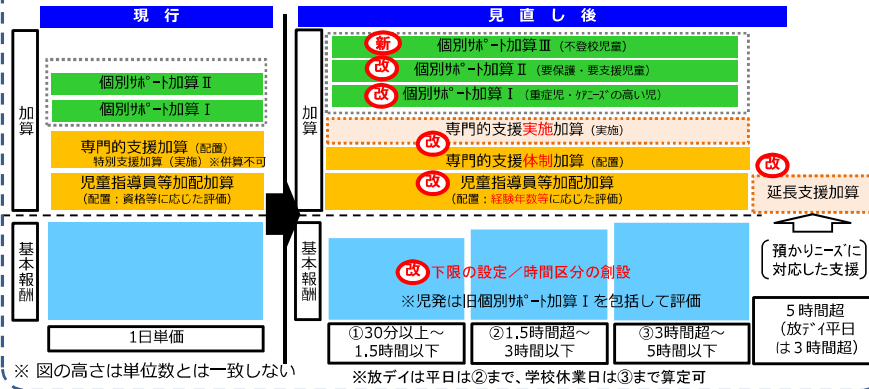
①総合的な支援の推進と特定領域への支援の評価等 【児童発達支援・放課後等デイサービス】

- 支援において、5領域(※)を全て含めた**総合的な支援**を提供することを基本とし、支援内容について事業所の個別支援計画等において5領域とのつながりを明確化した上で提供することを求める《**運営基準**》
(※)「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」
- 5領域とのつながりを明確化した事業所全体の支援内容を示す**支援プログラム**の作成・公表を求める《**運営基準**》とともに、**未実施減算**を設ける
- **児童指導員等加配加算**について、専門職による支援の評価は専門的支援加算により行うこととし、配置形態(常勤・非常勤等)や経験年数に応じて評価
- **専門的支援加算**及び**特別支援加算**について、両加算を統合し、専門的な支援を提供する体制と、専門人材による個別・集中的な支援の計画的な実施について、2段階で評価
- **基本報酬**について、極めて短時間の支援(30分未満)は算定対象から原則除外するとともに、個別支援計画に定めた個々の利用者の支援時間に応じた評価が可能となるよう、**支援時間による区分**を設ける
 - ・ 支援時間による区分は「30分以上1時間30分以下」「1時間30分超3時間以下」「3時間超5時間以下」の3区分とする(放課後等デイサービスにおいては、「3時間超5時間以下」は学校休業日のみ算定可)
 - ・ 5時間(放デイ平日は3時間)を超える長時間の支援については、延長支援加算を見直し、預かりニーズに対応した延長支援として同加算により評価
- **自己評価・保護者評価**について、実施方法を明確化する《**運営基準**》

新設《支援プログラム未公表減算》

所定単位数の85%算定 ※令和7年4月1日から適用

児童発達支援・放課後等デイサービスの報酬体系(全体像)



《児童指導員等加配加算》

[現行] 理学療法士等を配置 7.5~18.7単位/日
児童指導員等を配置 4.9~12.3単位/日
その他の従業者を配置 3.6~9.0単位/日

[改定後] 児童指導員等を配置
常勤専従・経験5年以上 7.5~18.7単位/日
常勤専従・経験5年未満 5.9~15.2単位/日
常勤換算・経験5年以上 4.9~12.3単位/日
常勤換算・経験5年未満 4.3~10.7単位/日
その他の従業者を配置 3.6~9.0単位/日

《専門的支援加算・特別支援加算》

[現行] ○専門的支援加算
理学療法士等を配置 7.5~18.7単位/日
児童指導員を配置 4.9~12.3単位/日
○特別支援加算 5.4単位/回

[改定後] ○専門的支援体制加算 4.9~12.3単位/日
○専門的支援実施加算 15.0単位/回
(原則月4回まで。利用日数等に応じて最大6回まで)
(放デイは2回~6回まで)

※体制加算: 理学療法士等を配置
実施加算: 専門人材が個別・集中的な専門的支援を計画的に実施

2. 質の高い発達支援の提供の推進②

②関係機関との連携の強化 【児童発達支援・放課後等デイサービス】

- **関係機関連携加算**について、対象となる関係機関に医療機関や児童相談所等を含めるとともに、個別支援計画作成時以外に情報連携を行った場合に評価

《関係機関連携加算》

[現行]

- (I) 200単位/回(月1回まで) 保育所や学校等と連携し個別支援計画を作成等
- (II) 200単位/回(1回まで) 就学先・就職先と連絡調整

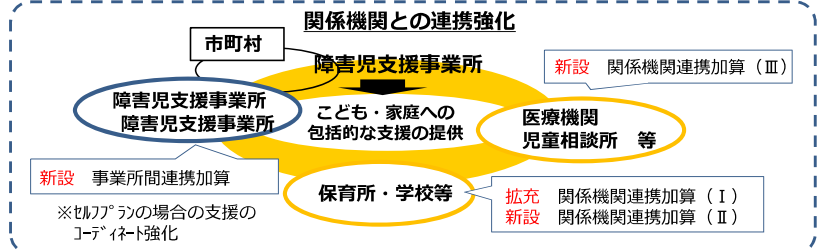
[改定後]

- (I) 250単位/回(月1回まで) 保育所や学校等と連携し個別支援計画を作成等
- (II) 200単位/回(月1回まで) 保育所や学校等とI以外で情報連携
- (III) 150単位/回(月1回まで) 児童相談所、医療機関等と情報連携
- (IV) 200単位/回(1回まで) 就学先・就職先と連絡調整

- **セッパ-で複数事業所を併用する児について**、事業所間で連携し、こどもの状態や支援状況の共有等の情報連携を行った場合に評価(**事業所間連携加算**) ※併せて、障害児支援利用計画(セッパ-)と個別支援計画を自治体・事業所間で共有して活用する仕組みを設ける

新設《事業所間連携加算》

- (I) (中核となる事業所) 500単位/回(月1回まで)
- (II) (連携する事業所) 150単位/回(月1回まで)
- ※ (I) 会議開催等による事業所間情報連携、家族への相談援助や自治体との情報連携等を実施
- (II) 情報連携に参画、事業所内で情報を共有し支援に反映



③将来の自立等に向けた支援の充実 【放課後等デイサービス】

- こどもの状態等も踏まえながら、通所や帰宅の機会を利用して自立に向けた支援を計画的に行った場合に評価(**通所自立支援加算**)
- 高校生について、学校や地域との連携の下、学校卒業後の生活を見据えた支援を行った場合に評価(**自立サ-ト加算**)

新設《通所自立支援加算》60単位/回(算定開始から3月まで)

※学校・居宅等と事業所間の移動について、自立して通所が可能となるよう、職員が付き添って計画的に支援を行った場合

新設《自立サ-ト加算》100単位/回(月2回まで)

※高校生(2年・3年に限る)について、学校や地域の企業等と連携しながら、相談援助や体験等の支援を計画的に行った場合

④その他

- 事業所に対し、障害児等の意思の尊重、こどもの最善の利益の優先考慮の下で、個別支援計画の作成、個別支援会議の実施、支援の提供を進めることを求める《**運営基準**》【障害児支援全サービス】
- 令和5年度末までの経過措置とされていた**児童発達支援わ-の食事提供加算**について、栄養面など障害児の特性に応じた配慮や、食育的な観点からの取組等を求めるとともに、取組内容に応じた評価とする見直しを行った上で、令和9年3月末まで経過措置を延長

3. 支援ニーズの高い児への支援の充実①

- 医療的ケア児や重症心身障害児、強度行動障害を有する児をはじめ、より専門的な支援が必要な障害児への支援の充実を図り、障害特性に関わらず地域で安心して暮らし育つことができる環境整備を進める
 (①医療的ケア児・重症心身障害児への支援の充実 ②強度行動障害を有する児への支援の充実 ③ケアニーズの高い児への支援の充実 ④不登校児童への支援の充実 ⑤居宅訪問型児童発達支援の充実)

①医療的ケア児・重症心身障害児への支援の充実 【児童発達支援・放課後等デイサービス】

- 喀痰吸引等が必要な障害児に対する認定特定行為業務従事者による支援を評価する**医療連携体制加算(Ⅶ)**について、評価を見直すとともに、主として重症心身障害児に対して支援を行う事業所においても算定可能とする

《医療連携体制加算(Ⅶ)》 **【現行】** 100単位/日 → **【改定後】** 250単位/日
 ※主として重症児を支援する事業所の場合にも算定可能とする

- 主として重症心身障害児に対し支援を行う事業所の基本報酬について、定員による区分設定を、1人単位刻みから3人単位刻みとする。なお、同事業所の基本報酬については時間区分創設の見直しは行わない

- 医療的ケア児や重症心身障害児に、発達支援とあわせて**入浴支援**を行った場合に評価(入浴支援加算)
- **送迎加算**について、こどもの医療濃度等も踏まえて評価

新設《入浴支援加算》 55単位/回(月8回まで)
 ※放デイは70単位/回

《送迎加算》
【現行】 障害児 54単位/回
 医療的ケア児 + 37単位/回
 (※) 医療的ケア区分による基本報酬の事業所のみ算定可
 看護職員の付き添いが必要
 【児発センター、主として重症児を支援する事業所の場合】
 重症心身障害児 37単位/回
 (※) 職員の付き添いが必要
 →
【改定後】
 障害児 54単位/回 重症心身障害児 + 40単位/回
 医療的ケア児 + 40単位 又は + 80単位/回
 (※) 医療的ケア区分による基本報酬以外の事業所でも算定可
 【児発センター、主として重症児を支援する事業所の場合】
 重症心身障害児 40単位/回
 医療的ケア児 40単位 又は 80単位/回
 (※) 医療的ケア児については医療的ケアが可能な職員の付き添いが必要
 (※) 重症心身障害児については、職員の付き添いが必要
 80:医療的ケア児
 16点以上の場合

- **居宅介護の特定事業所加算**の加算要件(重度障害者への対応、中重度障害者への対応)に、医療的ケア児及び重症心身障害児を追加
- 共生型サービスにおいて、医療的ケア児に対して支援を行った場合に評価(**共生型サービス医療的ケア児支援加算**)

新設《共生型サービス医療的ケア児支援加算》
 400単位/日 (※) 看護職員等を1以上配置

②強度行動障害を有する児への支援の充実 【児童発達支援・放課後等デイサービス】

- **強度行動障害児支援加算**について、支援スキルのある職員の配置や支援計画の策定等を求めた上で、評価を充実する。放課後等デイサービスにおいて、専門人材の支援の下、行動障害の状態がより強い児に対して支援を行った場合の評価を見直す

《強度行動障害児支援加算》 **【現行】** 155単位/日
 ※基礎研修修了者を配置し、強度行動障害を有する児(児基準20点以上)に対して支援
 →
【改定後】 (Ⅰ) (児基準20点以上) 200単位/日
 (Ⅱ) (児基準30点以上) 250単位/日 (※放デイのみ)
 加算開始から90日間は+500単位/日
 ※実践研修修了者(Ⅱは中核的人材)を配置し、支援計画を作成し支援

※このほか、放課後等デイサービスの個別サポート加算(Ⅰ)においても評価を充実。また、集中的支援加算(1000単位/日(月4回まで))も創設

39

3. 支援ニーズの高い児への支援の充実②

③ケアニーズの高い児への支援の充実 【児童発達支援・放課後等デイサービス】

- **児童発達支援の個別サポート加算(Ⅰ)**について、基本報酬に包括化して評価することとした上で、著しく重度の障害児が利用した場合を評価

《個別サポート加算(Ⅰ)》 **【現行】** 100単位/日
 ※乳幼児等サポート調査表で食事・排せつ・入浴・移動が一定の区分に該当する児に対して支援(主として重症児除く)
 →
【改定後】 120単位/日
 ※重症心身障害児等、著しく重度の障害児に対して支援(主として重症児除く)

- **放課後等デイサービスの個別サポート加算(Ⅰ)**について、強度行動障害の知識のある職員による支援を行った場合の評価を充実するとともに、著しく重度の障害児が利用した場合の評価を見直す

《個別サポート加算(Ⅰ)》 **【現行】** 100単位/日
 ※著しく重度(食事・排せつ・入浴・移動のうち3以上が全介助)又はケアニーズの高い(就学時サポート調査表で13点以上)児に対して支援(主として重症児除く)
 →
【改定後】 ケアニーズの高い障害児に支援 90単位/日
 同 基礎研修修了者を配置し支援 120単位/日
 著しく重度の障害児に支援 120単位/日
 (主として重症児除く)

- **個別サポート加算(Ⅱ)**について、こども家庭センターやサポートプランに基づく支援との連携を推進しつつ、評価を見直す

《個別サポート加算(Ⅱ)》 **【現行】** 125単位/日
 ※要保護・要支援児童に対し、児相等と連携して支援
 →
【改定後】 150単位/日
 ※要保護・要支援児童に対し、児相やこ家セン等と連携して支援

- **人工内耳を装着している児**に支援を行った場合を評価

《人工内耳装着児支援加算》
【現行】 445~603単位/日
 ※主として難聴児を支援する児発センターにおいて支援する場合
 →
【改定後】
 (Ⅰ) 児発センター(聴力検査室を設置) 445~603単位/日
 (Ⅱ) その他のセンター・事業所 150単位/日
 ※医療機関との連携の下、言語聴覚士を配置し計画的に支援

- **視覚・聴覚・言語機能に重度の障害のある児**に対して、意思疎通に関して専門性を有する人材を配置して支援を行った場合を評価(**視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算**)

新設《視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算》 100単位/日

④不登校児童への支援の充実 【放課後等デイサービス】

- 放課後等デイサービスにおいて、不登校児童に対して、通常の発達支援に加えて、学校との連携を図りながら支援を行った場合を評価(**個別サポート加算(Ⅲ)**)

新設《個別サポート加算(Ⅲ)》 70単位/日
 ※放デイのみ

⑤居宅訪問型児童発達支援の充実

※見直し内容については、5. インクルージョンの推進(保育所等訪問支援の充実)等を参照

- 支援において5領域を全て含めた**総合的な支援**を提供することや、事業所の**支援プログラムの作成・公表**等を求める
- 効果的な支援の確保・促進(**支援時間の下限の設定**、**訪問支援員特別加算**の見直し、**多職種連携支援加算**の新設)
- 強度行動障害の支援スキルのある訪問支援員が専門的な支援を行った場合を評価(**強度行動障害児支援加算**の新設)
- 障害児の家族に対して相談援助や養育力向上の支援等を行った場合を評価(**家族支援加算**の新設)

40

4. 家族支援の充実

- 養育支援や預かりニーズへの対応など、保護者・きょうだいへの家族支援を推進し、家族全体のウェルビーイングの向上を図る（①家族への相談援助等の充実 ②預かりニーズへの対応）

① 家族への相談援助等の充実 【児童発達支援・放課後等デイサービス】 ※保育所等訪問支援・居宅訪問型児童発達支援においても、家族支援の評価を充実

- 家庭連携加算（居宅への訪問による相談援助）と事業所内相談支援加算（事業所内での相談援助）について、統合し、ワライによる相談援助を含め、個別とグループでの支援に整理して評価。きょうだいの相談援助等の対象であることを明確化

《家庭連携加算・事業所内相談支援加算》

【現行】《家庭連携加算》

居宅訪問 280単位（1時間未満187単位）／回（月4回まで）

《事業所内相談支援加算》

（Ⅰ）（個別相談） 100単位／回（月1回まで）

（Ⅱ）（グループ） 80単位／回（月1回まで）

【改定後】《家族支援加算》（Ⅰ・Ⅱそれぞれ月4回まで）

（Ⅰ）個別の相談援助等 居宅訪問 300単位（1時間未満200単位）／回
施設等で対面 100単位／回
ワライ 80単位／回

（Ⅱ）グループでの相談援助等 施設等で対面 80単位／回
ワライ 60単位／回

- 家族が支援場面等を通じて、こどもの特性や、特性を踏まえたこどもへの関わり方等を学ぶことができる機会を提供した場合に評価（子育てサポーター加算）

新設《子育てサポーター加算》80単位／回（月4回まで）

※保護者に支援場面の観察や参加等の機会を提供した上で、こどもの特性や、特性を踏まえたこどもへの関わり方等に関して相談援助等を行った場合

② 預かりニーズへの対応 【児童発達支援・放課後等デイサービス】

- 基本報酬の評価において、支援時間に応じた区分を設定することとあわせて、延長支援加算を見直し、一定の時間区分を超えた時間帯の支援について、預かりニーズに対応した延長支援として評価

《延長支援加算》

【現行】

	障害児	重症心身障害児
延長1時間未満	61単位／日	128単位／日
同1時間以上2時間未満	92単位／日	192単位／日
同2時間以上	123単位／日	256単位／日

※営業時間が8時間以上であり、営業時間の前後の時間において支援を行った場合（人員基準により置くべき直接支援職員1名以上を配置）

【改定後】

	障害児	重症心身障害児・医療的ケア児
延長1時間以上2時間未満	92単位／日	192単位／日
同2時間以上	123単位／日	256単位／日
（延長30分以上1時間未満	61単位／日	128単位／日

※基本報酬における最長の時間区分に対応した時間（児発：5時間、放デイ：平日3時間・学校休業日5時間）の発達支援に加えて、当該支援の前後に預かりニーズに対応した支援を行った場合（職員2名以上（うち1名は人員基準により置くべき職員（児童発達支援管理責任者含む）を配置）なお、延長30分以上1時間未満の単位は、利用者の都合等で延長時間が計画よりも短くなった場合に限り算定可

41

5. インクルージョンの推進

- 保育所等への支援を行いながら併行通園や保育所等への移行を推進するなど、インクルージョンの取組を推進し、障害の有無に関わらず全てのこどもが共に育つ環境整備を進める
（①児童発達支援・放課後等デイサービスにおけるインクルージョンに向けた取組の推進 ②保育所等訪問支援の充実）

① 児童発達支援・放課後等デイサービスにおけるインクルージョンに向けた取組の推進

- 事業所に対し、併行通園や保育所等への移行等、インクルージョン推進の取組を求めるとともに、事業所の個別支援計画において具体的な取組等について記載しその実施を求める《運営基準》
- 保育・教育等移行支援加算について、保育所等への移行前の移行に向けた取組等についても評価

《保育・教育等移行支援加算》【現行】500単位／回（1回まで）

※通所支援事業所を退所して保育所等に通うことになった場合
（退所後に居宅等を訪問して相談援助を行った場合）

【改定後】退所前に移行に向けた取組を行った場合 500単位／回（2回まで）

退所後に居宅等を訪問して相談援助を行った場合 500単位／回（1回まで）
同 保育所等を訪問して助言・援助を行った場合 500単位／回（1回まで）

② 保育所等訪問支援の充実 <効果的な支援の確保・促進>

- 訪問支援時間に下限を設定し、30分以上とすることを求める。事業所に対し、インクルージョン推進の取組、個別支援計画について、保育所や学校等の訪問先と連携しての作成等を求める《運営基準》。フォードバックやカンファレンス、関係機関との連携等においてワライの活用を推進

- 訪問先施設に加えて、利用児童の支援に関わる医療機関や児童相談所等の関係機関と連携して個別支援計画の作成やケース会議等を実施した場合に評価（関係機関連携加算）

新設《関係機関連携加算》150単位／回（月1回まで）

- 自己評価・保護者評価・訪問先評価の実施・公表を求める《運営基準》とともに、未実施減算を設ける

新設《自己評価結果等未公表減算》

所定単位数の85%算定 ※令和7年4月1日から適用

- 訪問支援員特別加算について、配置のみではなく当該職員による支援の実施を求めるとともに、経験のある訪問支援員への評価を見直す

《訪問支援員特別加算》【現行】679単位／日

※保育士等、作業療法士等で障害児支援の業務従事5年以上の職員を配置

【改定後】（Ⅰ）業務従事10年以上（又は保育所等訪問等5年以上）850単位／日

（Ⅱ）同 5年以上（同 3年以上）700単位／日

- 職種の異なる複数人のチームでの多職種連携による支援について評価（多職種連携支援加算）

新設《多職種連携支援加算》200単位／回（月1回まで）

※訪問支援員特別加算の対象となる訪問支援員を含む、職種の異なる複数人で連携して訪問支援を行った場合

<ケアニーズの高い児のインクルージョン推進>

- 重症心身障害児等の著しく重度の障害児、医療的ケア児、強度行動障害を有する児へ支援を行った場合に評価（ケアニーズ対応加算・強度行動障害児支援加算）

新設《ケアニーズ対応加算》120単位／日

※訪問支援員特別加算の対象となる訪問支援員を配置し、支援

新設《強度行動障害児支援加算》200単位／日

※実践研修修了者を配置し、強度行動障害を有する児（児基準20点以上）に対して、支援計画を作成し、基礎研修又は実践研修修了者が支援

<家族支援の充実>

- 家族支援の評価を見直す

【現行】《家庭連携加算》

居宅訪問 280単位
（1時間未満187単位）／回
（月2回まで）

【改定後】《家族支援加算》（Ⅰは月2回まで・Ⅱは月4回まで）

（Ⅰ）個別の相談援助等 居宅訪問300単位（1時間未満200単位）／回
事業所等で対面 100単位／回 ワライ 80単位／回
（Ⅱ）グループでの相談援助等 事業所等で対面 80単位／回 ワライ 60単位／回

6. 障害児入所施設における支援の充実

- 障害児入所支援について、家庭的な養育環境の確保と専門的支援の充実、成人期に向けた移行支援の強化を図り、施設での障害児の育ちと暮らしを支える
(①地域生活に向けた支援の充実 ②小規模化等による質の高い支援の提供の推進 ③支援ニーズの高い児への支援の充実 ④家族支援の充実)

①地域生活に向けた支援の充実

- 移行支援計画を作成し同計画に基づき移行支援を進めることを求める《運営基準》
- 移行支援計画を作成・更新する際に、関係者が参画する会議を開催し、連携・調整を行った場合に評価（移行支援関係機関連携加算）
- 特別な支援を必要とする児の宿泊・日中活動体験時に支援を行った場合に評価（体験利用支援加算）
- 職業指導員加算について、専門的な支援を計画的に提供することを求める内容に見直す

新設《移行支援関係機関連携加算》
250単位/回（月1回まで）

新設《体験利用支援加算》
(Ⅰ) (宿泊) 700単位/日（1回3日・2回まで）
(Ⅱ) (日中活動) 500単位/日（1回5日・2回まで）

【現行】《職業指導員加算》
8～296単位/日
※職業指導員を専任で配置

【改定後】《日中活動支援加算》 16～322単位/日
※経験を有する職業指導員を専任で配置し、
日中活動に関する計画を作成し支援

②小規模化等による質の高い支援の提供の推進

- できる限り良好な家庭的な環境の中で支援を行うことを求める《運営基準》
- 小規模グループケア加算について、より小規模なケアとサテライト型の評価を見直す
- 基本報酬（主として知的障害児に支援を行う場合）について、利用定員規模別の報酬設定をよりきめ細かく（11人以上～40人以下の区分を10人刻みから5人刻みに）設定するとともに、大規模の定員区分について整理（111人以上の区分を削る）

《小規模グループケア加算》

【現行】 240単位/日 サラシ型 + 308単位/日
※専任の児童指導員等を1以上（サラシ型は2以上）配置

【改定後】 規模に応じて186～320単位/日 サラシ型 + 378単位/日
※サラシ型は3以上（うち2は兼務可）配置

③支援ニーズの高い児への支援の充実

※このほか、強度行動障害を有する児について、集中的支援加算（Ⅰ）広域的支援人材による支援：1000単位/日（月4回まで）
（Ⅱ）他施設等からの受入れ：500単位/日（いずれも3月以内）も創設

- 強度行動障害児特別支援加算について、体制・設備の要件を整理し評価を見直すとともに、行動障害の状態がより強い児への支援について、専門人材の配置等を求めた上で評価を見直す

《強度行動障害児特別支援加算》

【現行】 781単位/日
加算開始から90日間 + 700単位/日

【改定後】 (Ⅰ) (児基準20点以上) 390単位/日
(Ⅱ) (児基準30点以上) 781単位/日 ※90日間 + 700単位は変更なし
※加配・設備要件を緩和。Ⅱについて中核的人材を配置

- 被虐待児に対して、関係機関とも連携しながら心理面からの支援を行った場合に評価（要支援児童加算）

新設《要支援児童加算》 (Ⅰ) (関係機関と連携した支援) 150単位/回（月1回まで）
(Ⅱ) (心理担当職員による計画的な心理支援) 150単位/回（月4回まで）

④家族支援の充実

- 入所児童の家族に対して相談援助や養育力向上の支援等を行った場合に評価（家族支援加算）

新設《家族支援加算》 (Ⅰ・Ⅱそれぞれ月2回まで)

(Ⅰ) 個別の相談援助等 居宅訪問300単位（1時間未満200単位）/回
施設等で対面 100単位/回 ワライン 80単位/回
(Ⅱ) グループでの相談援助等 施設等で対面 80単位/回 ワライン 60単位/回

変更届出書、変更申請書及び廃止・休止・再開届出書（障害福祉サービス等・障害者支援施設・相談支援事業）

ページ番号：0000018490 更新日：2025年1月10日更新

1 変更の届出

指定の内容に変更があったときには、原則、10日以内に変更の届出を行ってください。

届出に当たっては、「提出書類一覧」により添付書類をご確認ください。

（注1）一部の変更内容は、変更前にご相談いただくこととしています。対象の変更内容は、「提出書類一覧」によりご覧ください。

（注2）**生活介護・就労継続支援A型・就労継続支援B型の定員増加**については、事前に変更申請が必要です。定員増加について事前にご相談いただいた上で、**変更月の前々月末日まで**に変更の申請を行ってください。

届出様式

○ 共通

-  [変更届出書](#) [Excelファイル/45KB]

○ 障害福祉サービス・障害者支援施設

-  [指定に係る記載事項（付表）（障害福祉サービス・障害者支援施設）](#) [Excelファイル/431KB]
-  [参考様式（障害福祉サービス・障害者支援施設）](#) [Wordファイル/215KB]

（平均利用者数算定シート）

-  [平均利用者数算定シート](#) [Excelファイル/55KB]
-  [平均利用者数及び平均障害支援区分算定シート（生活介護）](#) [Excelファイル/72KB]
-  [平均利用者数算定シート（共同生活援助）](#) [Excelファイル/62KB]
-  [平均利用者数算定シート（就労定着支援・自立生活援助）](#) [Excelファイル/56KB]

※移動支援事業におきましても、障害福祉サービスの様式により届出を行ってください。

○ 相談支援事業

-  [指定に係る記載事項（付表）（特定相談支援・一般相談支援）](#) [Excelファイル/27KB]
-  [参考様式（特定相談支援）](#) [Wordファイル/163KB]
-  [参考様式（一般相談支援）](#) [Wordファイル/147KB]

提出書類一覧

-  [提出書類一覧（障害福祉サービス（訪問系サービスに限る））](#) [PDFファイル/131KB]
-  [提出書類一覧（障害福祉サービス・障害者支援施設）](#) [PDFファイル/149KB]
-  [提出書類一覧（特定相談、障害児相談）](#) [PDFファイル/113KB]

従業員の員数等を算定する場合の利用者の数の考え方

 [従業員の員数等を算定する場合の利用者の数の考え方 \[PDFファイル/96KB\]](#)

2 変更の申請

生活介護・就労継続支援 A 型・就労継続支援 B 型の定員を増加する場合には、定員増加について事前にご相談いただいた上で、**変更月の前々月末日までに**変更の申請を行ってください。

申請様式

-  [指定変更申請書 \[Excelファイル/44KB\]](#)
※「提出書類一覧」の変更内容「事業所の定員」に掲げる書類を添付してご提出ください。

3 廃止・休止・再開の届出

1 廃止・休止の届出

事業を廃止又は休止するときには、廃止日又は休止日の1月前までに廃止又は休止の届出を行ってください。

※廃止又は休止の2か月前までに障害自立支援課にご相談ください。

※廃止又は休止日以降もサービスの提供を希望する利用者に対し必要なサービスが継続的に提供されるよう、他の障害福祉サービス事業者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければなりません。これがなされていない場合、届出は受理できません。

※就労継続支援 A 型を廃止する際は、障害者である労働者の解雇について、公共職業安定所長（ハローワーク）へ解雇の届出を行ってください。

〔関係事務連絡〕

-  [指定障害福祉サービス事業者の事業廃止（休止）に係る留意事項等について（平成29年7月28日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課監査指導室・障害福祉課事務連絡） \[PDFファイル/168KB\]](#)
-  [A 型事業所廃止等に係る対応の留意事項等について（令和6年10月28日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課監査指導室・障害福祉課事務連絡） \[PDFファイル/268KB\]](#)
-  [（別添）指定障害福祉サービス事業者の事業廃止（休止）に係る留意事項等について \[PDFファイル/168KB\]](#)

2 再開の届出

休止した事業を再開するときには、再開の届出を行ってください。

なお、再開に当たっては、指定基準を満たしているかの確認を行いますので、**再開する日の3週間前までに**障害自立支援課にご連絡の上、指定された書類をご提出ください。

届出様式

-  [廃止・休止・再開届出書（障害福祉サービス） \[Wordファイル/35KB\]](#)
-  [廃止・休止届（移動支援事業） \[Wordファイル/32KB\]](#)
-  [（廃止・休止届出書別紙）利用者 措置状況一覧 \[Excelファイル/13KB\]](#)
※利用者の希望や意向等を聴取するために実施した面談記録等の写しを添付してください。

関連ページ

加算の届出に関する様式

- [介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書等の様式](#)

児童福祉法上の変更届出書等

- [変更届出書、変更申請書及び廃止・休止・再開届出書（障害児通所支援・障害児入所施設・障害児相談支援事業）](#)

参考情報

 [サービス管理責任者等に関する告示の改正について（令和5年8月16日）](#) [PDFファイル／2.16MB]

[広島県相談支援従事者研修及びサービス管理責任者等研修について（広島県ホームページ）](#) <外部リンク>

このページに関するお問合せ先

[健康福祉局 障害福祉部 障害自立支援課](#) 事業者指導係
〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市役所本庁舎3階
Tel : 082-504-2841 Fax : 082-504-2256
jiritsu@city.hiroshima.lg.jp

障害福祉サービス・障害者支援施設 指定内容の変更に係る提出書類一覧

変更内容		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m	n	o	p	q	r	s	備考
提出書類		変更届出書（様式第2号）	各障害福祉サービス事業所の指定に係る記載事項（付表）	従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（参考様式1）	組織体制図（様式なし）	許証等の免許・資格等一覧表（参考様式2）及び免許証等の写し	管理者経歴書（参考様式3）	サービス管理責任者経歴書（参考様式3）	実務経験証明書（参考様式3別紙）	事業所の平面図（参考様式4）	※設備・備品等一覧表（参考様式5） ※就労・定着支援・自立生活援助（参考様式5） ※就労・定着支援・自立生活援助を除く	※設置設備及び面積等一覧表（参考様式6） ※短期入所・共同生活援助・障害者支援施設に限る	運営規程	講利用する措置の概要（参考様式7）	協力医療機関との契約の内容（参考様式8）	主たる対象者を特定する場合における理由等（参考様式10）	障害者総合支援法第36条の第3項各号の規定に該当しない旨の誓約書（参考様式11）	登記事項証明書（写し可）	介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書等	建築基準法及び消防法等に関する誓約書	
1	事業所（施設）の名称	○	○		○								○	○							
2	事業所（施設）の所在地（設置の場所）	○	○							○	○	○	○							○	【事前に要相談】所在地が土砂災害警戒区域外であることをご確認ください。
3	申請者（設置者）の名称	○											○					○			
4	主たる事務所（法人）の所在地	○																○			
5	代表者の氏名、生年月日、住所又は職名	○															○	○			
6	登記事項証明書等（当該指定に係る事業に関するものに限る。）	○																○			
7	事業所（施設）の平面図又は設備の概要	○								○	○	○								△	【事前に要相談】建築基準法及び消防法等に関する誓約書が必要になる場合があります。また必要に応じて、所在地が土砂災害警戒区域外であることをご確認ください。
8	事業所（施設）の管理者の氏名、生年月日、住所又は経歴	○	○	○	○	○	○						△	△			○				
9	事業所のサービス管理責任者の氏名、生年月日、住所又は経歴	○	○	○	○	○		○	△*1				△	△							*1サビ管の資格確認には、 サービス管理責任者研修修了証、相談支援従事者初任者研修修了証、実務経験証明書 が必要です。
10	事業所の従業者の員数や勤務体制	○	○	○	○	○			△*2				△								*2各職種要件を満たす証明書類（資格証の写し、実務経験証明書など）が必要な場合があります。
11	主たる対象者	○	○										○			△					主たる対象者を特定する場合は、参考様式10が必要です。
12	営業日及び営業時間	○	○										○								
13	通常の事業の実施地域	○	○										○								
14	提供する障害福祉サービスの種類	○	○										○								
15	事業所の定員	○	○	○	△					○			○						△		【事前に要相談】変更内容を相談してください。 生活介護・就労継続支援A型・就労継続支援B型 の定員増加については、事前に変更申請が必要です。
16	その他の運営規程に係る事項	○	○										○	△							
17	協力医療機関の名称若しくは診療科名又は当該協力医療機関との契約の内容	○	○												○						
18	共同生活住居の追加	○	○	○	○	○	△	△	△	○			○						○	○	【事前に要相談】事前に当該に相談の上、変更の前々月の末までに書類を提出してください。
19	基本報酬・加算に係る事項																		○		「添付書類一覧表」により必要書類を確認してください。
20	その他の事項の変更	○																			必要書類が不明な場合は、障害自立支援課にお問い合わせください。

※「○」は必須。「△」は、変更内容により必要な場合に提出要。

○ 指定内容に変更があったときは、10日以内に**変更届出書**と必要な書類を提出してください。

○ 提出書類はa～sの順番に重ねて提出してください。

○ 基本報酬や加算に変更があるときは、「変更届出書」ではなく、**「介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書」等を一式提出**してください。

加算は、届出が毎月15日以前になされた場合には翌月から、16日以降になされた場合には翌々月から、算定を開始することができます。また、算定されなくなる状況が生じた場合は、その事実発生日から算定できなくなりますので、速やかに届出を行ってください。

事業所の勤務体制等の変更に伴い加算も変更となる場合は、「変更届出書」と「体制等に関する届出書」をそれぞれ提出してください。

○ 事業所を廃止又は休止する場合は、廃止又は休止の2ヶ月前までにご相談ください。

介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書等の様式

ページ番号：0000018722 更新日：2024年12月16日更新

加算等の算定開始時期等

届出に係る加算等（算定される単位数が増えるものに限る）については、届出が毎月15日以前になされた場合には翌月から、16日以降になされた場合には翌々月から、算定を開始することができます。

なお、加算等が算定されなくなる状況が生じた場合又は算定されなくなることが明らかな場合は、**その事実発生日から**算定できなくなりますので、速やかに届出を行ってください。

（注）処遇改善加算を算定する際には、処遇改善計画書を併せてご提出ください。詳細は以下のページをご覧ください。なお、年度途中から処遇改善加算を算定する場合、**算定開始月の前々月の末日までに**計画書の提出が必要となります。

[【令和6年度】福祉・介護職員等処遇改善加算等の算定に係る届出の様式](#)

ダウンロード

「介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書」（体制届）等の様式及び添付書類です。

サービスごとに様式を掲載していますので、該当サービスのファイルをダウンロードしてください。

障害福祉サービス・施設入所支援

 [介護給付費等の算定に係る体制等の届出に関する添付書類一覧表 \[Excelファイル/24KB\]](#)

添付書類は、こちらより確認してください。

-  [居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護 \[Excelファイル/230KB\]](#)
-  [療養介護 \[Excelファイル/164KB\]](#)
-  [生活介護 \[Excelファイル/272KB\]](#)
-  [短期入所 \[Excelファイル/213KB\]](#)
-  [施設入所支援 \[Excelファイル/306KB\]](#)
-  [自立訓練（機能訓練・生活訓練） \[Excelファイル/299KB\]](#)
-  [就労移行支援 \[Excelファイル/292KB\]](#)
-  [就労継続支援（A型） \[Excelファイル/285KB\]](#)（※）
-  [就労継続支援（B型） \[Excelファイル/306KB\]](#)
-  [就労定着支援 \[Excelファイル/174KB\]](#)
-  [自立生活援助 \[Excelファイル/183KB\]](#)
-  [共同生活援助 \[Excelファイル/553KB\]](#)

（※）就労継続支援A型事業所の基本報酬に係るスコア表の作成に当たっては、「[令和6年度障害福祉サービス等報酬改定について](#)」に掲載している「 [厚生労働大臣の定める事項及び評価方法の留意事項について](#)」もご確認ください。

就労継続支援A型事業利用者負担減免措置実施届出

 [就労継続支援A型事業における利用者負担減免事業実施要綱について（平成19年7月31日厚生労働省社会援護局・障害保健福祉部長通知）](#) [PDFファイル／114KB]

 [就労継続支援A型事業利用者負担減免措置実施届出書](#) [Wordファイル／37KB]

障害児通所支援事業・障害児入所施設

 [障害児（通所・入所）給付費算定に係る体制等に関する届出添付書類一覧](#) [Excelファイル／17KB]

添付書類は、こちらより確認してください。

-  [児童発達支援（児童発達支援センター含む）](#) [Excelファイル／204KB]
-  [旧医療型児童発達支援](#) [Excelファイル／129KB]
-  [放課後等デイサービス](#) [Excelファイル／190KB]
-  [居宅訪問型児童発達支援](#) [Excelファイル／90KB]
-  [保育所等訪問支援](#) [Excelファイル／82KB]
-  [福祉型障害児入所施設](#) [Excelファイル／258KB]
-  [医療型障害児入所施設](#) [Excelファイル／169KB]

相談支援事業

 [介護給付費等算定に係る体制等に関する届出・障害児（通所・入所）給付費等に関する届出添付書類一覧](#) [Excelファイル／17KB]

添付書類は、こちらより確認してください。

-  [地域移行支援・地域定着支援（一般相談支援）](#) [Excelファイル／109KB]
-  [計画相談支援（特定相談支援）](#) [Excelファイル／147KB]
-  [障害児相談支援](#) [Excelファイル／118KB]
-  [相談支援各種加算 記録保存様式](#) [Excelファイル／63KB]

体制等状況一覧表

令和6年4月・5月分体制届の修正等が必要となった際、体制等状況一覧表はこちらを使用してください。

 [体制等状況一覧表（令和6年4・5月）](#) [Excelファイル／260KB]

関連ページ

指定内容の変更の届出（従業者の変更等）

- [変更届出書、変更申請書及び廃止・休止・再開届出書（障害福祉サービス等・障害者支援施設・相談支援事業）](#)
- [変更届出書、変更申請書及び廃止・休止・再開届出書（障害児通所支援・障害児入所施設・障害児相談支援事業）](#)

指定更新申請

- [障害福祉サービス（訪問系サービスに限る）](#)
- [障害福祉サービス（訪問系サービス除く）・障害者支援施設](#)
- [障害児通所支援・障害児入所施設](#)
- [相談支援事業](#)

このページに関するお問合せ先

令和5年8月16日

各障害者支援施設 施設長 様
各障害児入所施設 施設長 様
各障害福祉サービス等事業所 管理者 様

広島市健康福祉局障害自立支援課

サービス管理責任者等に関する告示の改正について（通知）

サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者（以下「サビ児管」という。）について「指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等（平成十八年厚生労働省告示第五百四十四号）」及び「障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者としてこども家庭庁長官が定めるもの（平成二十四年厚生労働省告示第二百三十号）」が改正され、令和5年6月30日付けでこども家庭庁及び厚生労働省から改正の趣旨及び概要について事務連絡（以下「国事務連絡」という。）が発出されましたので、各事業所におかれましては、内容をご確認いただきますようお願いいたします。なお、本改正に当たって本市への届出等については、下記のとおり取り扱います。

記

1 実践研修の受講に必要な実務経験について（国事務連絡の1）

（現行制度）

基礎研修修了後、実践研修受講までに2年以上の実務経験が必要とされている。

（改正後）

現行制度の例外として、次の①から③の要件を全て満たす場合は、実務経験6か月以上で受講することができる。

- ① 基礎研修受講時に既にサビ児管としての配置に必要な実務経験を満たしている。
- ② 実践研修を受講するための実務経験として、事業所等において個別支援計画作成に係る一連の業務に従事している。
- ③ ②の業務に従事することを指定権者に届け出ている。

- ・ 指定権者への届出（改正後の③）については、添付の「指定内容変更届出書【記載例】」のとおり記載した変更届出書を市に提出してください。

既に基礎研修修了者をサビ児管として配置する旨の変更届出書を提出しており、個別支援計画作成に係る一連の業務に従事している場合は、記載例による届出を改めて行う必要はありません。

- ・ 実践研修の要件等については、広島県のホームページ※に掲載されておりますので、ご確認ください。

※ 参考【広島県HP】令和5年度広島県相談支援従事者研修及びサービス管理責任者等研修について<<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/62/kensyu.html>>

- ・ 実践研修受講者は市に提出した変更届出書の控えを受講時（広島県）に提出する必要があります。各事業所において控えを管理していただくようお願いいたします。

2 やむを得ない事由によりサビ児管が欠けた場合の措置について（国事務連絡の2）

（現行制度）

やむを得ない事由によりサビ児管が欠如した場合、欠如後1年間、サビ児管としての配置に必要な実務経験を有する者をサビ児管とみなして配置することができる。

（改正後）

現行制度に加えて、次の①から③の要件を全て満たす者については、当該者が実践研修を修了するまでの間に限り、サビ児管として最長2年間配置ができる。

- ① サビ児管としての配置に必要な実務経験を満たしている。
- ② サビ児管が欠如した時点で既に基礎研修を修了済みである。
- ③ サビ児管が欠如する以前からサビ児管以外の職員として当該事業所に配置されている。

※ 「やむを得ない事由」とは、サビ児管が退職、病休など事業者の責に帰さない事由により欠如した場合であって、かつ、当該事業所にサビ児管を直ちに配置することが困難な場合である。

やむを得ない事由によるサビ児管の欠如の際に、実務経験者をサビ児管とみなして配置しようとする場合には、事前に当課へ協議をしてください。協議なく配置した場合は、対象となりません。

【担当】広島市健康福祉局障害福祉部
障害自立支援課事業者指導係
TEL 082-504-2841

【記載例】

指定障害福祉サービス事業者
 指定障害者支援施設
 指定一般相談支援事業者
 指定特定相談支援事業者

指定内容変更届出書

年 月 日

届出者 主たる事務所の所在地
 名 称
 代表者の氏名

次のとおり指定を受けた内容に変更があったので、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
 第46条第1項 第46条第3項 第51条の25第1項 第51条の25第3項の規定により届け出ます。

事業所番号			
名 称			
所 在 地			
サービスの種類			
指定内容を変更した事業所(施設)			
変更があった事項		変 更 の 内 容	
1 事業所(施設)の名称	(変更前)		
2 事業所(施設)の所在地(設置の場所)			
3 申請者(設置者)の名称	サービス管理責任者		
4 主たる事務所の所在地	氏名: 広島 花子		
5 代表者の氏名, 生年月日, 住所又は職名	生年月日: 昭和〇年〇月〇日		
6 ※定款等若しくはその登記事項証明書又は条例等 (当該指定に係る事業に関するものに限る。) 「※定款等」は就労継続支援A型事業所のみ	住所: 広島市〇〇		
7 提供する障害福祉サービスの種類			
8 第三者に委託することにより提供する障害福祉 サービスの種類又は第三者の事業所の名称若しく は所在地			
9 事業所(施設)の平面図又は設備の概要			
10 事業所(施設)の管理者の氏名, 生年月日, 住所 又は経歴			
11 事業所のサービス提供責任者の氏名, 生年月日, 住所又は経歴			
12 事業所(施設)のサービス管理責任者の氏名, 生 年月日, 住所又は経歴	(変更後)		
13 事業所の相談支援専門員の氏名, 生年月日, 住 所又は経歴	サービス管理責任者		
14 主たる対象者	氏名: 広島 花子		
15 運営規程	生年月日: 昭和〇年〇月〇日		
16 事業所の種別(併設型・空床型の別)	住所: 広島市〇〇		
17 併設型における利用者の推定数又は空床型にお ける当該施設の入所定員	氏名: 広島 太郎		
18 協力医療機関の名称若しくは診療科名又は当該 協力医療機関との契約の内容	生年月日: 昭和〇年〇月〇日		
19 他の障害福祉サービス事業者等との連携体制又 は支援体制の概要	住所: 広島市〇〇		
20 連携する公共職業安定所等の名称	※広島太郎は基礎研修修了者であり、〇月〇日より、個別支援計 画作成の一連の業務に従事しています。		
変 更 年 月 日		年 月 日	

注 1 該当する事項の番号を「○」で囲むこと。

2 変更の内容が確認できる書類その他知事が別に定める書類を添付すること。

なお、当該変更が利用者の定員の増加に伴うものである場合は、従業員の勤務の体制及び勤務形態を
 示すこと。

3 変更の日から10日以内に届け出ること。

該当事務所が個別支援計画
 の作成業務に従事して
 いる旨記載すること

【記載例】

指定障害児通所支援事業所
指定障害児入所支援事業所 指定内容変更届出書
指定障害児相談支援事業所

年 月 日

届出者 主たる事務所の所在地
名 称
代表者の氏名

次のとおり指定を受けた内容に変更があったので、児童福祉法第21条の5の20第3項 第24条の13第3項 第24条の32第12項の規定により届け出ます。

事業所番号			
名 称			
所 在 地			
サービスの種類			
指定内容を変更した事業所(施設)			
変更があった事項		変 更 の 内 容	
1	事業所(施設)の名称	(変更前)	
2	事業所(施設)の所在地(設置の場所)		
3	申請者(設置者)の名称	児童発達支援管理責任者	
4	主たる事務所の所在地	氏名: 広島 花子	
5	代表者の氏名, 生年月日, 住所又は職名	生年月日: 昭和〇年〇月〇日	
		住所: 広島市〇〇	
6	登記事項証明書又は条例等(当該指定に係る事業に関するものに限る。)	(変更後)	
7	医療法第7条の許可を受けた病院又は診療所であること	児童発達支援管理責任者	
8	事業所(施設)の平面図又は設備の概要	氏名: 広島 花子	
9	事業所(施設)の管理者の氏名, 生年月日, 住所又は経歴	生年月日: 昭和〇年〇月〇日	
		住所: 広島市〇〇	
10	事業所(施設)の児童発達支援管理責任者の氏名, 生年月日, 住所又は経歴	氏名: 広島 太郎	
		生年月日: 昭和〇年〇月〇日	
11	事業所の相談支援専門員の氏名, 生年月日, 住所又は経歴	住所: 広島市〇〇	
12	主たる対象者	※広島太郎は基礎研修修了者であり、〇月〇日より、個別支援計画作成の一連の業務に従事しています。	
13	運営規程		
14	協力医療機関の名称若しくは診療科名又は当該協力医療機関との契約の内容		
変 更 年 月 日		年 月 日	

注 1 該当する事項の番号を「○」で囲むこと。

2 変更の内容が確認できる書類その他知事が別に定める書類を添付すること。

なお、当該変更が利用者の定員の増加に伴うものである場合は、従業者の勤務の体制及び勤務形態等について説明すること。

3 変更の日から10日以内に届け出ること。

該当者が個別支援計画の作成業務に従事している旨記載すること

事 務 連 絡
令和5年6月30日

各 { 都道府県 } 障害保健福祉主管部（局） 御中
 市町村 } 児童福祉主管部（局）

こども家庭庁支援局障害児支援課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

サービス管理責任者等に関する告示の改正について

日頃よりこども家庭行政及び厚生労働行政の推進に御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

「指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等（平成十八年厚生労働省告示第五百四十四号）」及び「障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者としてこども家庭庁長官が定めるもの（平成二十四年厚生労働省告示第二百三十号）」については、本日6月30日に改正され、同日適用されたところですが、改正の趣旨及び概要については下記のとおりですので、各都道府県・市町村におかれては十分御了知の上、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底をお願いします。

記

1 実践研修の受講に必要な実務経験について【別添1・2】

サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者（以下「サービス管理責任者等」という。）の研修体系については、令和元年度より、基礎研修修了後に実践研修を受講するために必要な実務経験（OJT）を「2年以上」としてありますが、新たに、基礎研修受講開始時において既に実務経験者である者が、実践研修を受講するための実務経験（OJT）として障害福祉サービスに係る個別支援計画の作成の一連の業務に従事し、その旨を指定権者に届け出ている場合は、例外的に「6月以上」とします。

2 やむを得ない事由によりサービス管理責任者等が欠けた場合の措置について

【別添3・4】

サービス管理責任者等がやむを得ない事由により欠如した場合に実務経験者をサービス管理責任者等とみなして配置する措置については、現行制度上、サービス管理責任者等の欠如時から1年間としております。

今回、基礎研修修了者については、個別支援計画の作成に関して一定の知識・技能等を習得していること、また、事業所内でのサービス管理責任者等の養成を進める観点から、従前のやむを得ない事由（※）による措置（1年間）に加え、以下のいずれの要件も満たす者について、当該者が実践研修を修了するまでの間に限り、サービス管理責任者等とみなして配置可能（最長2年間）とします。

- ・ 実務経験要件を満たしていること
- ・ サービス管理責任者等が欠如した時点で既に基礎研修を修了済みであること
- ・ サービス管理責任者等が欠如する以前から当該事業所に配置されていること

※ やむを得ない事由については、サービス管理責任者等が退職、病休など事業者の責に帰さない事由により欠如した場合であって、かつ、当該事業所にサービス管理責任者等を直ちに配置することが困難な場合を想定している。

3 更新研修の受講に必要な実務経験の範囲について

サービス管理責任者等更新研修の受講に必要な実務経験として、現行、サービス管理責任者では児童発達支援管理責任者の実務経験が、児童発達支援管理責任者ではサービス管理責任者の実務経験が規定されていない等、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者双方の配置要件を満たしている者であっても、いずれか一方の更新研修の受講要件を満たさず、従事ができなくなる場合があったことなどから、以下のとおり改正を行いました。

① サービス管理責任者の更新研修の受講に必要な実務経験

サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、管理者（障害福祉サービス事業を行う事業所、指定障害者支援施設等、障害児通所支援事業を行う事業所又は指定障害児入所施設等の管理者を指す。）又は相談支援専門員（計画相談支援事業所、地域相談支援事業所又は障害児相談支援事業所における相談支援専門員を指す。）

② 児童発達支援管理責任者の更新研修の受講に必要な実務経験

サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、管理者（障害福祉サービス事業を行う事業所、指定障害者支援施設等、障害児通所支援事業を行う事業所又は指定障害児入所施設等の管理者を指す。）又は相談支援専門員（計画相談支援事業所、地域相談支援事業所又は障害児相談支援事業所における相談支援

専門員を指す。)

4 その他

(1) 更新研修の受講に必要な実務経験の期間の算定方法について

更新研修を受講するための実務経験等の期間の算定方法については、従前お示していなかったところですが、運用の統一化を図るため、以下のとおりお示いたしますので、ご了承くださいますようお願いいたします。

- ・ 更新研修は、資質向上の一環として受講者の実践について振り返りを行うことをその趣旨のひとつとしていることから、研修の受講にあたって実務経験を求めているものです。必ずしも1年につき180日の勤務はせずとも、その趣旨は達成できるため、1年につき180日を下回る場合についても受講を認めて差しつかえありません。なお、日数の下限については具体的に定めませんが、上記趣旨を踏まえた研修の受講が期待できるかを踏まえて個別に判断していただきますようお願いいたします。なお、相談支援従事者現任研修についても同様の考え方であることを申し添えます。
- ・ サービス管理責任者等として従事するための実務経験や、基礎研修・実践研修を受講するための実務経験については、実務の積み重ねを求めるものであることから、従前示されているとおり、1年につき180日の勤務（時間は問わない）を求めており、当該日数については通年で算定することが可能です。なお、相談支援専門員として従事するための実務経験、主任相談支援専門員研修を受講するための実務経験についても同様の考え方であることを申し添えます。

例：5年間の実務経験を要する場合、5年以上かつ900日（180日×5年）の勤務があれば要件を満たすものとする。

(2) 期限までに更新研修が修了できなかった場合の取扱いについて

期限までに更新研修を修了することができなかった場合については、実践研修を改めて修了（実践研修受講のための実務経験は不要）することで、修了日以後再びサービス管理責任者等として従事可能ですので、ご注意ください（基礎研修の再受講は不要）。

（注）令和6年3月31日までは平成30年度以前からサービス管理責任者等である者について、初回の更新研修受講時には更新研修受講のための実務経験要件は問わない。

(3) サービス管理責任者等の研修の実施等について

サービス管理責任者等の養成研修については、一部の都道府県において、研修

受講希望者が事業所の所在する都道府県で研修を受講できない場合があるとの意見をいただいているところです。

サービス管理責任者等の確保は各事業所の事業継続上不可欠であることに鑑み、各都道府県におかれては、管内の受講見込人数を事前に把握し、受講が必要な者が研修を受講できるよう研修回数や受講定員数等について適切に設定いただく等、計画的な研修実施をお願いいたします。また、今回の告示改正を契機に、実践研修等に係る地域のニーズを踏まえて、必要に応じて研修計画の見直しを行うなど適切な対応をお願いいたします。

なお、地域の実情により、希望者全員が研修を受講できない場合であっても、指定担当部局や指導監査担当部局（管内市町村が担当している場合、管内市町村を含む。）とも十分に連携しつつ、真に研修の受講が必要な者が研修を受講できないことがないように、必要な対応をお願いいたします。

また、研修制度見直し前の平成 30 年度までに研修を修了したサービス管理責任者等が、今後資格を継続して更新するためには、令和 5 年度末までに初回の更新研修を受講する必要がありますので、都道府県におかれては、管内の受講見込人数を事前に把握し、研修回数や受講定員数等について適切に設定いただく等、令和 5 年度末までに受講が必要な者について更新研修が受けられない事態が発生することのないよう、計画的かつ確実な研修実施をお願いいたします。

※「サービス管理責任者等」とは、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者をいう。以下同じ。

① 実践研修の受講に係る実務経験（OJT）について

- 現行制度上、**実践研修の受講にあたって必要な実務経験①**(OJT)については、基礎研修修了後「2年以上」の期間としており、これを原則として維持しつつ、一定の要件を充足した場合には、例外的に「**6月以上**」の期間で受講を可能とする。

【要件】 ※①～③を全て満たす必要あり

- 基礎研修受講時**に既にサービス管理責任者等の配置に係る**実務経験要件②**（相談支援業務又は直接支援業務3～8年）を満たしている。
- 障害福祉サービス事業所等において、**個別支援計画作成の業務**に従事する。（具体的には以下のいずれかのとおり）
 - サービス管理責任者等が配置されている事業所において、**個別支援計画の原案の作成までの一連の業務**（※）を行う。
 - やむを得ない事由**によりサービス管理責任者等を欠いている事業所において、**サービス管理責任者等とみなして従事し、個別支援計画の作成の一連の業務**を行う。

（※） 利用者へ面接の上アセスメントを実施し、個別支援計画の原案を作成し、サービス管理責任者が開催する個別支援会議へ参加する等。詳細については今後周知予定。
- 上記業務に従事することについて、指定権者に**届出**を行う。
（施行日前の実務経験①(OJT)の取扱い及び届出の方法等、詳細については今後整理した上で周知予定）

実務経験要件

研修修了要件

配置要件（原則）

基礎研修
(26h)
修了

実務経験① (OJT) (相談支援業務又は直接支援業務)
(2年以上)

実践研修
(14.5h)
修了

新 配置要件（例外）

要件① 基礎研修受講時に既に左記実務経験要件
(3～8年)を満たしている者に限り選択可能なルート

基礎研修
(26h)
修了

要件② 実務経験① (OJT)
(個別支援計画作成)
(6月以上) 【新規】

実践研修
(14.5h)
修了

要件③

個別支援計画の作成の業務
に従事する旨を事前届出

（具体的な業務内容）

利用者へ面接の上アセスメントを実施、個別支援計画の原案を作成、サービス管理責任者等が開催する個別支援会議への参加等

サービス管理
責任者等とし
て配置可
(5年毎に要
更新)

相談支援又は直接支援の業務の
実務経験が3～8年ある

はい

上記実務経験が
基礎研修受講日時点で既にある

はい

基礎研修修了後のOJTについて、
個別支援計画作成の一連の業務で行う

はい

個別支援計画作成の一連の業務を行うことについて、
指定権者に届出を行っている（又は予定）

はい

基礎研修修了後のOJTについて、
6月以上で可能！

いいえ

実務経験が1～6年あれば基礎研修受講可
（ただしOJT期間は2年以上必要）

いいえ

OJT期間は2年以上必要
（内容は相談支援又は直接支援の業務で可）

いいえ

OJTの内容が相談支援又は直接支援の業務の場合、
期間は2年以上必要

いいえ

業務実施についての届出がない場合、
OJT期間は2年以上必要

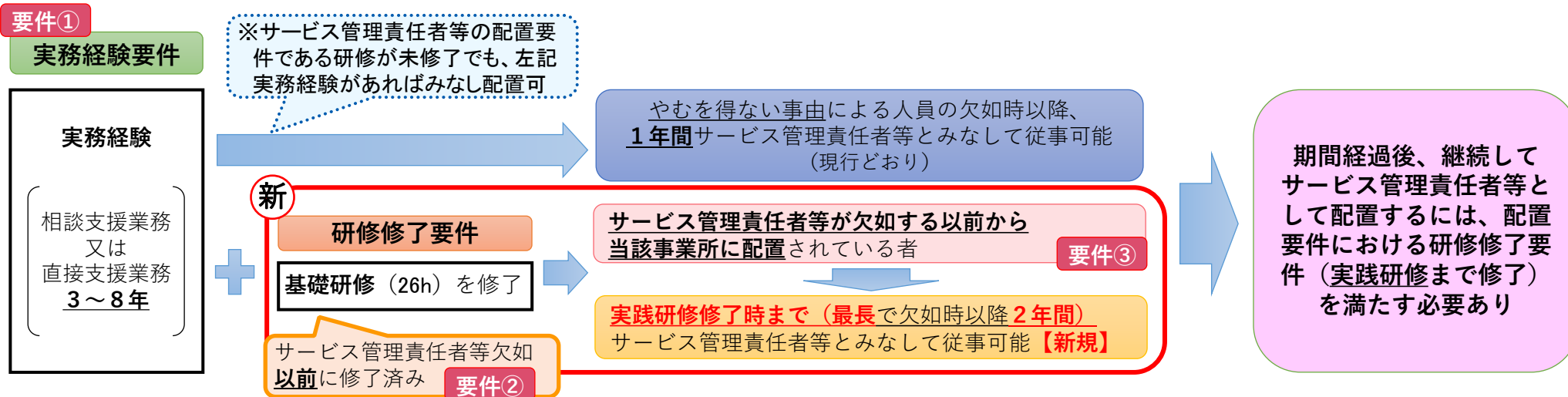
② やむを得ない事由による措置について

- やむを得ない事由**（※）によりサービス管理責任者等が欠いた事業所について、現行制度上、サービス管理責任者等が欠いた日から1年間、実務経験（3～8年）を有する者をサービス管理責任者等とみなして配置可能であるが、これに加え、当該者が一定の要件を充足した場合については、**実践研修を修了するまでの間（最長でサービス管理責任者等が欠いた日から2年間）** サービス管理責任者等とみなして配置可能とする。

（※） 「やむを得ない事由」については、「サービス管理責任者等が退職、病休など事業者の責に帰さない事由により欠如した場合であって、かつ、当該事業所にサービス管理責任者等を直ちに配置することが困難な場合」である。

【要件】 ※①～③を全て満たす必要あり

- ① 実務経験要件（相談支援業務又は直接支援業務3～8年）を満たしている。（現行と同じ）
- ② サービス管理責任者等が欠如した時点で既に**基礎研修を修了済み**である。
- ③ サービス管理責任者等が欠如する以前からサービス管理責任者等以外の職員として**当該事業所に配置**されている。



サービス管理責任者等の欠如について
やむを得ない事由によるものと自治体が認めている

いいえ

欠如がやむを得ない事由によるものでなければ、
みなし措置の対象外

はい

相談支援又は直接支援の業務の
実務経験が3～8年ある

いいえ

実務経験が3～8年ない場合は
みなし措置の対象外

はい

サービス管理責任者等の欠如した時点で
既に基礎研修を修了済みである

いいえ

基礎研修が未修了又は修了が欠如後の場合は
みなし期間は1年間

はい

サービス管理責任者等の欠如時以前から
当該事業所に配置されている

いいえ

欠如時後に当該事業所に配置された者の場合は
みなし期間は1年間

はい

実践研修修了時まで（**最長**で欠如時以降**2年間**）
みなし配置可能

事 務 連 絡
令和5年3月31日

各 { 都道府県
市町村 } 障害保健福祉主管部（局） 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 障害福祉課

サービス管理責任者等研修の取扱い等に関するQ & Aについて

日頃より厚生労働行政の推進に御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和5年2月28日付けで発出した事務連絡「サービス管理責任者等研修制度の取扱い等について」においてお示した内容に関しまして、今般具体的な運用等の詳細について、現時点において考えられる内容について、別添のとおりお示いたしますので、各都道府県・市町村におかれてはご了知いただくようお願いいたします。

なお、現在サービス管理責任者等研修制度に関する告示の改正作業中であること等から、別添の内容については今後変更となる可能性がありますので、ご注意ください申し上げますようお願い申し上げます。

令和5年度におけるサービス管理責任者等研修制度の変更に関するQ & A

1. 実務経験（OJT）について

（OJT 期間が「6 月以上」とすることができる要件について）

問1 実践研修の受講要件である実務経験（OJT）について、「6 月以上」とすることができる対象者については、具体的にどのような者であるか。

（答） 以下のいずれの要件も満たす者である。

① 基礎研修受講開始時に既にサービス管理責任者等の配置に係る実務経験要件（相談支援業務又は直接支援業務3～8年）を満たしていること。

② 実践研修の受講要件である実務経験（OJT）として、障害福祉サービス事業所等において、個別支援計画作成の業務に従事すること。

具体的には、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者（以下「サービス管理責任者等」という。）の配置を必要とする障害福祉サービス事業所等に従業者として配置を届け出ている者について、以下のいずれかの場合が該当する。

㊦ サービス管理責任者等のもとで基礎研修修了者が個別支援計画の原案の作成までの一連の業務（利用者へ面接の上アセスメントを実施、個別支援計画の原案を作成、サービス管理責任者等が開催する個別支援計画の作成に係る会議への参画（モニタリング含む）※）に従事する場合。

㊧ やむを得ない事由によりサービス管理責任者等を欠いている事業所等において、サービス管理責任者等の配置に係る実務経験要件を満たしている者（実務経験者）がサービス管理責任者等とみなして個別支援計画の作成の一連の業務（利用者へ面接の上アセスメントを実施、個別支援計画の原案を作成、個別支援計画の作成に係る会議の開催、個別支援計画の原案の内容について利用者又はその家族に説明し、個別支援計画を交付（モニタリング含む）※）に従事する場合。

㊨ 令和3年度末までに、実務経験者が基礎研修修了者となっており（経過措置対象者）、サービス管理責任者等とみなして個別支援計画の作成の一連の業務（上記㊧と同様）に従事する場合。

※ 具体的な業務内容については問4参照。なお、実践研修の受講要件である基礎研修修了後の実務経験については、OJT として行う趣旨で設けていることを踏まえ、（必要に応じて他の事業所等に協力を求めるなどして）サービス管理責任者等による助言・指導を受けた上で行われることが望ましい。

③ 上記業務に従事することについて、指定権者に届出を行うこと。

<問 1：要件①に関して>

(基礎研修修了後に実務経験者となった場合について)

問 2 基礎研修については、サービス管理責任者等の配置に係る実務経験要件として規定されている年数に2年満たない時点から受講できるが、基礎研修修了後にサービス管理責任者等の配置に係る実務経験要件を満たした場合、それ以降は、2年間の実務経験（OJT）ではなく、個別支援計画の作成の業務の6か月の実務経験（OJT）を満たして実践研修を受講することが可能か。

(答) できない。個別支援計画の作成の業務の6か月の実務経験（OJT）については、基礎研修受講開始時に実務経験者である者が対象となり、基礎研修受講開始時に実務経験者でない者は、実践研修の受講には相談支援業務又は直接支援業務の2年間の実務経験（OJT）が必要である。

(「基礎研修受講開始時」について)

問 3 「基礎研修受講開始時に既にサービス管理責任者等の配置に係る実務経験要件を満たしている」とあるが、これは「相談支援従事者初任者研修講義部分」受講時においても既に当該実務経験要件を満たしている必要があるか。

(答) 「サービス管理責任者等基礎研修」の受講開始時において既に実務経験要件を満たしていればよく、「相談支援従事者初任者研修講義部分」の受講開始時と実務経験要件を満たした時点の先後は問わない。

もっとも、実践研修の受講要件である実務経験（OJT）については、「サービス管理責任者等基礎研修」及び「相談支援従事者初任者研修講義部分」の双方を修了し、修了証の交付を受けた時点から起算可能となる。

<問 1：要件②に関して>

(OJT の業務の具体的内容について)

問 4 「個別支援計画作成の業務に従事する」とあるが、具体的に対象となる業務はどのようなものか。

(答) 個別支援計画の作成の業務とは、以下の業務をいう。

- ① 利用者について面接した上でアセスメントを行い、適切な支援内容の検討を行う。(基準省令第 58 条第 2～3 項等 参照)
 - ② アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき個別支援計画の原案を作成する。(基準省令第 58 条第 4 項等 参照)
 - ③ 個別支援計画の作成に係る会議を開催し、上記原案の内容について担当者等から意見を求める。(基準省令第 58 条第 5 項等、解釈通知第四の 3 (7) ②ア等 参照)
- ※ サービス管理責任者等のもとで基礎研修修了者が業務に従事する場合は、サービス管理責任者等が開催する上記会議に参画すること。
- ④ 上記原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得、個別支援計画を利用者に交付する。(基準省令第 58 条第 6 項等、解釈通知第四の 3 (7) ②イ、ウ等 参照)
 - ⑤ 定期的に個別支援計画の実施状況の把握及び利用者についての継続的なアセスメント（モニタリング）を行い、少なくとも 6 月に 1 回以上個別支援計画の見直しを行い、必要に応じて個別支援計画の変更を行う。(基準省令第 58 条第 8 項等、解釈通知第四の 3 (7) ②エ等 参照)

(OJT の業務の頻度等について)

問 5 「個別支援計画の作成の業務」については、どれくらいの回数を行って必要があるか。期間の算定についてはどのように行うべきか。

(答) この実務経験 (OJT) は、サービス管理責任者等養成に係る一連の研修の一部をなすものとして設定されたものであり、その十分な実施を担保する観点から、少なくとも概ね計 10 回以上行うことを基本とする。

(なお、個別支援計画の見直しについては、少なくとも 6 月に 1 回以上行うことが指定基準上定められている)

また、実務経験 (OJT) に係る期間 (勤務日数) の算定にあたっては、厳密に「個別支援計画の作成の業務」を行った日のみを算入するのではなく、サービス管理責任者等の配置を必要とする障害福祉サービス事業所等において従事した期間をもって算定して差しつかえない。

(基礎研修修了者が OJT として個別支援計画の原案の作成を行う場合の人員配置の取扱いについて)

問6 サービス管理責任者等のもとで基礎研修修了者に個別支援計画の原案の作成までの業務を担わせる場合、当該基礎研修修了者の人員配置上の取扱いはどのようなになるか。例えば、生活支援員として配置したまま当該業務を担わせることが可能か。

(答) それぞれ以下のとおりである。

- ① 基礎研修修了者をサービス管理責任者等に係る人員配置基準上必要な数を満たすため(※)にサービス管理責任者等として配置する場合
利用者に対するサービス提供に支障がない場合に限り、生活支援員等として配置したまま個別支援計画の原案の作成の業務に従事することは可能であるが、生活支援員等の職務に係る常勤換算上、当該勤務時間を算入できないことに留意が必要である。

※ サービス管理責任者等を2人以上配置する必要がある事業所(利用者数が61人以上(共同生活援助及び自立生活援助は31人以上))において、サービス管理責任者等が1人配置されている場合、残りの人員は基礎研修修了者を配置することで基準を満たしているものとみなされる。

- ② 基礎研修修了者をサービス管理責任者等に係る人員配置基準上必要な数を超えて配置する場合

生活支援員等として配置したまま個別支援計画の原案の作成の業務に従事することは可能であり、かつ、生活支援員等の職務に係る常勤換算上、当該勤務時間を算入して差しつかえない。

<問 1：要件②及び③に関して>

(実務経験 (OJT) の確認方法等について)

問 7 実践研修の受講にあたって必要となる実務経験 (OJT) の確認及び「個別支援計画作成の業務」に従事する旨の届出について、どのように行えばよいか。

(答) 実務経験 (OJT) の確認については、実務経験証明書等により確認することが考えられるが、「個別支援計画作成の業務」については、同業務に従事していることが当該実務経験証明書等に合わせて記載されているもので確認することを想定している。

また、「個別支援計画作成の業務」に従事する旨の届出については、実践研修受講開始時までの間に、人員体制届出等において該当する者が個別支援計画 (原案を含む) の作成の業務に従事する旨を明示する必要があるものとする。(※)

※ 実践研修受講開始時までの間であれば時期は問わないが、届出に係る事務負担の軽減の観点から、人員体制届出の際にあわせて行うことが考えられる。

具体的には、基礎研修修了者として配置され、個別支援計画の原案の作成までの一連の業務を担う場合は、備考欄等にその旨を記載することを要するものとする。

当該届出内容の確認については、研修受講者が研修の実施主体に対し、当該届出の写し等を提出すること等により行うことが考えられる。

なお、実務経験 (OJT) について、「個別支援計画作成の業務」に6月以上従事することで満たす意向の者については、問 1 における要件①のとおり、基礎研修受講開始日において実務経験者である必要があることから、サービス管理責任者等の配置に係る実務経験年数 (3～8年) を満たすに至った時期が基礎研修受講開始日以前かについても合わせて確認が必要である。

2. やむを得ない事由による措置について

(やむを得ない事由によるみなし配置期間が拡大される要件について)

問8 本改正により、やむを得ない事由によりサービス管理責任者等としてみなして配置される者について、一定の要件を満たした場合、実践研修を修了するまでの間（最長でサービス管理責任者等の欠如時から起算して2年間）みなし配置が可能となるが、具体的な要件は何か。

(答) 以下のいずれの要件も満たす者であることが必要である。

- ① 実務経験要件（相談支援業務または直接支援業務3～8年）を満たしている。
- ② サービス管理責任者等が欠如した時点で既に基礎研修修了者（※）となっている。
- ③ サービス管理責任者等が欠如する以前から引き続き当該事業所に配置されている。

※ 「サービス管理責任者等基礎研修」及び「相談支援従事者初任者研修講義部分」の双方を修了している必要がある。

<問8：要件②に関して>

(みなし配置期間中に基礎研修修了者となった場合について)

問9 やむを得ない事由によりサービス管理責任者等を欠いた事業所等において、基礎研修修了者でない実務経験者をサービス管理責任者等としてみなして配置したが、その後、みなし期間中に当該者が基礎研修修了者となった場合、みなし配置期間は2年間となるか。

(答) ならない。サービス管理責任者等としてみなして配置した者が、そのみなし配置期間中に基礎研修修了者となった場合は、元々のみなし期間の起算点から1年間のみみなして配置可能である。

(やむを得ない事由について)

問10 やむを得ない事由については、どういう場合が該当するのか。

(答) サービス管理責任者等が退職、病休など事業者の責に帰さない事由により欠如した場合であって、かつ、当該事業所にサービス管理責任者等を直ちに配置することが困難な場合である。なお、当該判断については、指定権者である自治体が個別の状況を踏まえて適切に判断すること。

3. 本改正施行前に係る取扱いについて

(本改正施行前における実務経験 (0JT) の算入可否について)

問 11 本改正施行前において、例えば令和4年9月に実務経験者となった上で、同年10月に基礎研修修了者となり、その後同月から6ヶ月間「個別支援計画の作成の業務」に従事していたが、その場合、本改正施行日以降直ちに実践研修を受講することが可能か。

(答) 本改正施行前の従事であっても、実務経験者となり、その後基礎研修修了者となった後の期間であれば、実務経験 (0JT) の期間に算入して差しつかえないため、設問の場合については可能である。

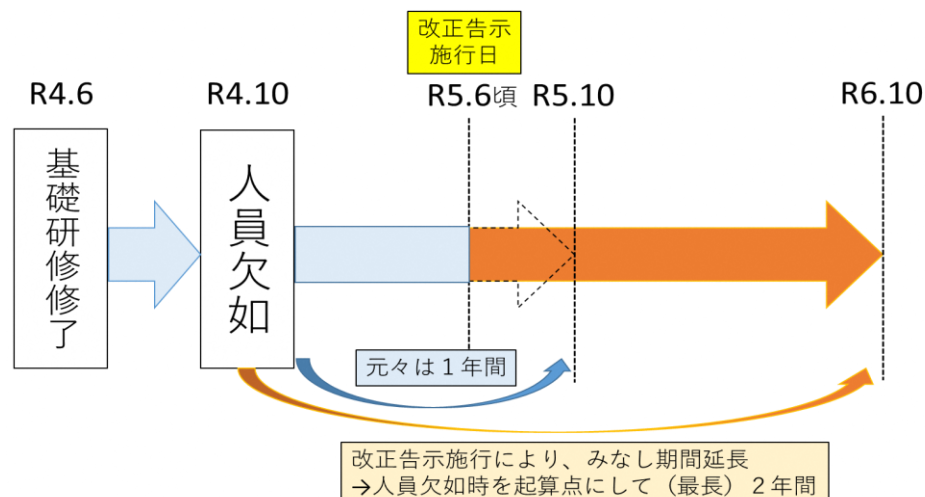
(本改正施行前よりみなし配置されていた場合について)

問 12 本改正施行前よりやむを得ない事由によりサービス管理責任者等としてみなして配置されている者であって、本改正施行日において問8における要件をいずれも満たしている場合については、本改正施行により、みなし配置期間が実践研修を修了するまでの間 (最長でサービス管理責任者等の欠如時から起算して2年間) となるか。

(答) 本改正施行日において問8における要件をいずれも満たしている場合は、施行日以降、実践研修を修了するまでの間 (サービス管理責任者等の欠如時から起算して2年間に限る。) みなし配置可能である。

具体的には以下のとおり。

(例①) 令和4年 6月 基礎研修 (相談支援従事者初任者研修講義部分含む) 修了
 令和4年 10月 サービス管理責任者等欠如
 みなし配置開始 (令和5年9月まで可)
 令和5年 6月頃 改正告示施行
 →みなしサービス管理責任者等について、
 実践研修修了時 (最長で令和6年9月)
 までみなし配置期間継続



(例②) 令和4年 1月	基礎研修（相談支援従事者初任者研修講義部分含む）修了
令和4年 3月	サービス管理責任者等欠如 みなし配置開始（令和5年2月まで可）
令和5年 3月	みなし配置期間終了 サービス管理責任者等欠如
令和5年 5月	人員欠如減算（サービス管理責任者等）算定開始
令和5年 6月頃	改正告示施行 →令和5年2月までみなしサービス管理責任者等であった者について、令和5年7月以降、実践研修修了時（最長で令和6年2月）までみなし配置期間再開
令和5年 7月	人員欠如減算（サービス管理責任者等）算定終了

※人員欠如減算の算定開始、終了月については、届出時期等によって変動しうることに注意。

